令和７年度

福岡市交通安全実施計画

福岡市

ま　え　が　き

本計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第４項の規定により、福岡市及び関係機関が福岡市域内の陸上に関する交通の安全に関して、「第11次福岡市交通安全計画」（計画期間：令和３年度～令和７年度）に基づき、令和７年度に実施する施策を取りまとめたものです。

特に「第11次福岡市交通安全計画」に掲げる講じようとする施策の中で、「飲酒運転の撲滅」と「自転車安全利用の推進」は本市独自の取組として重点的に位置づけており、本実施計画に令和７年度の対策を具体化し、記載しております。

さて、令和６年において、福岡市の交通事故は、発生件数5,446件、負傷者数6,683人、うち、自転車の交通事故については、1,212件発生し、いずれも令和５年から減少しておりますが、自転車の交通事故は、全交通事故の約２割を占める状況にあります。

また、高齢者人口の増加に合わせ、高齢者の運転免許保有者についても増加し、高齢運転者による交通事故の全事故に占める割合が増えております。

さらには、飲酒運転による交通事故の発生件数につきましては、令和６年において、22件発生しており、飲酒運転ゼロを目指す本市にとっては大変憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、福岡市としては、本実施計画に基づき、道路交通環境の整備や交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動、鉄道施設や車両の安全性向上、踏切道の安全確保等、ハード・ソフト両面にわたる総合的な交通安全対策を推進し、交通事故のない安全で安心なまち福岡を目指してまいります。

関係機関におかれましては、相互の連携を密にし、本実施計画に基づく諸施策を計画的かつ効果的に推進されるようお願いいたします。

令和７年10月

福岡市

目　　　　次

第１章　道路交通の安全

１　飲酒運転の撲滅

（１）飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 ････ 1

（２）飲酒運転取締りの強化 ･････････････････････････････････････ 3

（３）運転者教育等の充実 ･･･････････････････････････････････････ 3

（４）自動車運送事業者に対する指導監督の充実等 ･････････････････ 4

２　自転車安全利用の推進

（１）自転車利用環境の総合的整備 ･････････････････････････････ 5

（２）交通安全教育及び指導・啓発 ･････････････････････････････ 6

（３）自転車の安全性の確保 ･････････････････････････････････････ 7

（４）自転車利用者に対する指導取締りの推進 ･････････････････････ 8

（５）「福岡市自転車の安全利用に関する条例」等の周知 ･･････････････ 9

３　道路交通環境の整備

（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ････････10

（２）高規格幹線道路等の更なる活用促進による生活道路との機能分化 ･･12

（３）幹線道路における交通安全対策の推進 ･･･････････････････････13

（４）交通安全施設等の整備事業の推進 ･･･････････････････････････18

（５）高齢者等の移動手段の確保 ･････････････････････････････････22

（６）歩行者空間のユニバーサルデザイン化 ･･･････････････････････23

（７）無電柱化の推進 ･･･23

（８）効果的な交通規制の推進 ･･･････････････････････････････････24

（９）高度道路交通システムの活用 ･･･････････････････････････････25

(10) 交通マネジメントの推進 ････････････　　･････････････････････26

(11) 災害に備えた道路交通環境の整備 ･････････････････････････････27

(12) 総合的な駐車対策の推進 ･････････････････････････････････････29

(13) 道路交通情報の充実 ･･･31

(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ･･･････････････････････32

４　交通安全思想の普及徹底

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ･････････････････････38

（２）効果的な交通安全教育の推進 ･･･････････････････････････････44

（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進 ･･･････････････････････45

（４）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ･････････････50

（５）地域における交通安全活動への参加・共働の推進 ･･･････････････51

５　安全運転の確保

（１）運転者教育等の充実 ･･･52

（２）運転免許業務の改善 ･･･59

（３）安全運転管理の推進 ･･･60

（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進･････････････60

（５）交通労働災害の防止等 ･･･････････････････････････････････････64

（６）道路交通に関連する情報の充実 ･･･････････････････････････････64

６　車両の安全性の確保

（１）先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進等 ･････････････････････68

（２）自動車アセスメント情報の提供等 ･･･････････････････････････68

（３）自動車の検査及び点検整備の充実 ･･･････････････････････････69

（４）リコール制度の充実・強化 ･････････････････････････････････71

７　道路交通秩序の維持
（１）交通の指導取締りの強化等　……72
（２）交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進　……73
（３）暴走族等対策の推進　……74
８　救助・救急活動の充実
（１）救助・救急体制の整備　……76
（２）救急医療体制の整備　……79
（３）救急関係機関の協力関係の確保等　……79
９　被害者支援の充実と推進
（１）自動車損害賠償保障制度の周知等　……80
（２）損害賠償の請求についての援助等　……80
（３）交通事故被害者支援の充実強化　……81
10　道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進　……82

第２章　鉄道交通の安全
１　鉄道交通環境の整備
（１）鉄道施設等の安全性の向上　……83
（２）運転保安設備等の整備　……84
２　鉄道交通の安全に関する知識の普及　……85
３　鉄道の安全な運行の確保
（１）安全上のトラブル情報の共有・活用　……86
（２）気象情報等の充実　……87
（３）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応　……88
（４）計画運休への取組み　……89
４　鉄道車両の安全性の確保　……90
５　救助・救急活動の充実　……91

第３章　踏切道における交通の安全
１　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進‥92
２　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施　……93
３　踏切道の統廃合の促進　……94
４　その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置　……94

交通事故抑止目標達成のための各区の施策
東　区　……96
博多区　……97
中央区　……98
南　区　……99
城南区　……100
早良区　……101
西　区　……102

資料集
福岡市自転車の安全利用に関する条例　……103
福岡市交通安全対策会議条例　……108
交通安全対策基本法（抄）　……110

第11次福岡市交通安全計画における抑止目標の設定及び進捗状況について

福岡市の交通事故発生件数は年々減少傾向にあるものの、交通事故の被害者、遺族となる方がいる現実を踏まえれば、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。また、福岡市の人口１万人当たりの交通事故発生件数は、令和６年において33件と20政令市の中で５番目の多さとなっている。

なお一層の交通安全対策の効果的推進を図り、交通事故を防止していくため、第11次福岡市交通安全計画において、令和７年までに死者数11人以下、発生件数5,700件以下とする抑止目標を設定した。

また、福岡市の自転車事故についても、年々減少傾向にあるものの、令和６年は1,212件発生しており、市内全交通事故の22.2%及び福岡県内で発生している自転車事故の42.2%を占めていることから、自転車の安全利用の更なる推進を図るため、自転車事故の発生件数についても、令和７年までに1,300件以下に減少させる目標を設定している。

第11次福岡市交通安全計画抑止目標に対する、令和６年の市内の交通事故発生件数等は下表のとおりである。

各区においても、それぞれ下表のとおり、交通事故発生件数について抑止目標を設定し、この抑止目標達成のため、関係機関相互の連携を密にし、ハード、ソフト両面にわたる各種交通安全対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

○第11次福岡市交通安全計画抑止目標及び進捗状況

区分		抑止目標（令和７年）	令和６年
	死者数（人）	11以下	15
	うち高齢者		8
	発生件数（件）	5,700以下	5,446
	うち自転車事故	1,300以下	1,212
	うち飲酒運転事故	0	22

○交通事故発生件数の抑止目標及び進捗状況（各区別）

（単位：件）

	東　区	博多区	中央区	南　区	城南区	早良区	西　区
抑止目標（令和７年）	1,070以下	1,300以下	880以下	900以下	320以下	550以下	680以下
令和６年	1,035	1,198	871	828	274	533	707

第１章　道路の交通安全

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	１　飲酒運転の撲滅
項　　目	（１）飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

飲酒運転による悲惨な交通事故の記憶を風化させず、全市を挙げて飲酒運転撲滅の気運を高めるため、飲酒運転による交通事故の実態や飲酒運転の危険性・悪質性に加え、その代償を理解させるための交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、飲酒運転を目撃した場合の通報義務を始めとする「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」（以下「飲酒運転撲滅条例」という。）の周知を図る。また、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域及び職域における飲酒運転撲滅の取組を推進し、「飲酒運転はしない、させない、絶対許さない。そして、見逃さない」という市民の規範意識の確立を図る。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　飲酒運転撲滅気運の高揚

ア　飲酒運転撲滅条例の周知及び効果的な運用の徹底

飲酒運転に係る通報義務のほか、特定事業者に対する飲酒運転防止措置など、飲酒運転撲滅条例の更なる周知を徹底し、規範意識の確立に努める。また、飲酒運転者を検挙した際は、飲酒運転撲滅条例に基づく飲食店営業者その他事業者に対する通知に必要な運転者の身分の確認、運転目的、飲酒先等の調査を徹底する。

イ　通報しやすい環境づくり

飲酒運転の撲滅に向けた取締りを強力に推進するため、飲酒運転のおそれのある車両を認めた際の１１０番通報等の具体的な通報要領について周知を図る。

なお、その際には、「飲酒運転でなかったとしても構いません。」「断片的な情報でも構いません。」等呼び掛けを行い、躊躇なく１１０番通報ができる環境づくりに努める。

ウ　飲酒運転通報訓練の実施に向けた働き掛け

コンビニエンスストア、酒類提供飲食店等の特定事業者、タクシー又は自動車運転代行の事業者等には、現場想定型の飲酒運転通報訓練（以下「通報訓練」という。）のほか、通報訓練マニュアル動画、交通安全教育用ＶＲ等を活用した通報訓練の実施を積極的に働き掛け、飲酒運転の徹底検挙に資する確度の高い情報の収集に向けた環境づくりに努める。

通報訓練を実施した際には、当該事業所に訪れる来客者等の目に付く場所に飲酒運転通報訓練実施済ステッカーの貼付を依頼し、飲酒運転の抑止効果を高める。

また、各種交通安全教育の場においても、創意工夫を凝らし、短時間の通報訓練をできる限り取り入れる。

エ　関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進

キャンペーン等を実施する際は、自治体、企業等に対して積極的な情報提供、助言等を行うとともに、県警ホームページに掲載されている「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」の積極的な活用を促すなど、効果的な活動となるよう配意する。

オ　自転車その他の小型モビリティ対策に対する飲酒運転抑止対策の推進

道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和６年１１月１日から、自転車運転者による「酒気帯び運転」に対する罰則が創設されたため、自転車運転者に対するあらゆる機会を通じた周知に努めること。また、自転車その他の小型モビリティに係る飲酒運転

を想定した通報訓練を実施するなど、自転車その他の小型モビリティに対する飲酒通報の定着化を図ること。

(2)　飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償を理解させる交通安全教育の推進

あらゆる世代に対して、飲酒運転の危険性又は悪質性を実感させる交通安全撲滅教育用ＶＲ等を活用した参加・体験・実践型の講習を実施するほか、被害者、その家族の悲しみ等について理解させるため、具体的事故事例を用いた講習を実施する。

(3)　常習飲酒運転者対策の推進

あらゆる警察活動を通じて、アルコール依存症の疑いがある運転免許保有者の発見に努めるとともに、発見した場合には、行政処分等を迅速かつ的確に実施するため、運転免許試験課に確実に通報する。

また、家族等の飲酒問題に悩む者を認知した際は、警察署等での相談対応のほか、保健所、精神保健福祉センター等のアルコール依存症の相談窓口を教示し、医療機関への受診を促す。

(福岡市市民局、各区)

(1)　飲酒運転撲滅キャンペーン等の開催

悲惨な飲酒運転事故を風化させず、飲酒運転を「しない、させない、絶対許さない。そして、見逃さない」ことを確認するため、関係機関・団体の協力のもと８月25日に開催する。

(2)　「みんなで撲滅飲酒運転」のポスター等の掲示拡大

市内の様々な場所に飲酒運転撲滅ポスター等を掲示するよう、地域や企業、団体に対し、掲示の協力を求める。

(3)　「飲酒運転撲滅宣言の店」の拡充

飲食店営業者（酒類を提供して飲食させる営業を行う者）に対して飲酒運転撲滅条例第21条の規定に基づく「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録を促進する。

(4)　関係機関・団体、地域等と連携した飲酒運転撲滅キャンペーン等の実施

四季の交通安全運動期間や飲酒運転撲滅週間を中心に、警察などの関係機関・団体や地域と連携し、飲酒運転の撲滅を訴える広報啓発を実施する。

(5)　各種広報媒体を活用した広報啓発の実施

各種広報媒体へ市長メッセージ等を掲載する。

また、アビスパ福岡主催試合でグラウンド内に啓発看板「STOP!!飲酒運転」を掲出する。

（福岡県警察）

種　　目	１　飲酒運転の撲滅
項　　目	（２）飲酒運転取締りの強化
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

飲酒運転の取締りを強化するとともに、飲酒運転周辺者三罪等の捜査を徹底し、その責任を厳しく追及するなど、飲酒運転撲滅に向けた取組を推進する。

２　計画の内容

(1)　実効ある飲酒運転取締り

飲酒運転通報をはじめとした各種情報や交通事故分析システムの活用等により、飲酒運転が敢行されるおそれの高い時間帯及び区域を分析の上、機動取締り、ミニ検問、飲酒運転の実態を踏まえた早朝取締りなど、創意工夫を凝らした真に実効ある取締りを実施する。

また、飲酒運転に関する１１０番通報等を受理した際は、迅速かつ組織的な対応を執る。

(2)　飲酒運転周辺者三罪等の積極的な捜査

飲酒運転を検挙した際には、運転者に対する捜査のみにとどまらず、同乗者、飲酒先等について積極的かつ確実に聴取し、飲酒運転周辺者三罪等の検挙に向けた捜査を徹底する。

（福岡県警察、福岡市保健医療局）

種　　目	１　飲酒運転の撲滅
項　　目	（３）運転者教育等の充実
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

飲酒運転者対策の更なる推進を図るため、飲酒運転を理由として運転免許の取消し処分を受けた者などを対象とする講習（以下「飲酒取消処分者講習」という。）を実施し、対象者に対する飲酒運転者対策の教育を推進する。

また、福岡県飲酒運転撲滅条例に基づく飲酒行動に関する指導、飲酒行動是正プログラム及び啓発プログラムにおいて、飲酒運転の実態等を踏まえた教育を実施する。

２　計画の内容

飲酒取消処分者講習の内容

(1)　心理的、性格的適性検査とこれに基づく運転適性診断及び指導・助言

(2)　運転実技とこれに基づく運転技能診断及び指導・助言

(3)　運転実技を踏まえた安全運転についての討議

(4)　その他安全運転に必要な指導・助言

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	１　飲酒運転の撲滅
項　　目	（４）自動車運送事業者に対する指導監督の充実等
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者に対する監督を徹底し、労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図る。不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。

また、平成23年５月１日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

２　計画の内容

(1)　都道府県公安委員会からの酒気帯び運転等の通報があった場合、監査を実施する。

(2)　その他、新聞報道等により酒気帯び運転の違反が報道された場合、調査を行って監査を実施する。

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市道路下水道局）

種　　目	２　自転車安全利用の推進
項　　目	（１）自転車利用環境の総合的整備
細　　目	ア　安全で快適な自転車利用環境の整備（自転車条例第 18 条） イ　自転車等の駐車対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行部分を示した道路等の自転車通行空間の整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進する。

（福岡県警察）

自転車の通行環境の面から良好な自転車交通秩序を実現するためには、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和６年６月国土交通省・警察庁）、「『自転車ネットワーク計画策定の早期進展』と『安全な自転車通行空間の早期確保』に向けた提言」（平成28年３月31日安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会）を踏まえ、道路管理者と県警察が連携した自転車通行空間の整備を推進し、自転車の走行ネットワークを確保する。

（福岡市道路下水道局）

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく施策を総合的に推進する。

また、福岡市自転車活用推進計画に基づき、都市交通の一つであり、また、環境負荷を低減する交通手段として、自転車の安全で適正な利用を促進するため、交通量や幅員等に応じて自転車通行空間の整備を進める。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

自転車利用環境の整備（自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行部分を示した道路等の自転車通行空間の整備）

（福岡県警察）

(1)　自転車通行環境の整備

道路管理者と連携し普通自転車専用通行帯、普通自転車歩道通行可、普通自転車の歩道通行部分指定等の交通規制の検討・見直しを推進する。

(2)　自転車の安全な通行空間を阻害する違法駐車に対する指導取締りの推進

自転車の安全な通行空間を確保するため、交通事故実態、取締り要望等を踏まえた指導取締りを計画的に推進する。

（福岡市道路下水道局）

(1)　安全で快適な自転車利用環境の整備

「福岡市自転車活用推進計画」等に基づき、原則、車道部での自転車通行空間の整備を推進し、早期のネットワーク化に努める。

ア　自転車道、自転車通行帯、車道混在等による通行空間の確保

イ　自転車歩行者道内での構造物や着色による物理的・視覚的分離での通行空間の確保

(2)　自転車等の駐車対策の推進

ア　市営及び民間の駐輪場を有効に活用するとともに、駅周辺の開発動向や放置自転車の状況等を見ながら、新たな整備も含め、必要な駐輪場を確保する。

イ　放置自転車が歩行者の安全な通行を妨げている区域を「放置禁止区域」に指定し、放置自転車の撤去や街頭指導員等による指導を行う。

ウ　市民や関係者と一体となり、自転車利用に関するモラル･マナーを向上させるため、「放置自転車ＺＥＲＯ宣言！」をキーワードとした啓発活動を行う。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区、福岡市教育委員会）

種　　目	２　自転車安全利用の推進
項　　目	（２）交通安全教育及び指導・啓発
細　　目	ア　交通安全教育の推進（自転車条例第４条、第７条、第 11 条、第 13 条） イ　指導・啓発の推進（自転車条例第 15 条、第 16 条、第 19 条）

１　計画の実施方針及び重点

車両としての交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるための交通安全教育等の充実を図る。

また、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全に資する取組の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、関係事業者等を通じた配達員への交通ルールの遵守の呼び掛け等を推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　交通ルールの周知に係る広報啓発活動の推進

全ての自転車利用者に対して、自転車に関する基本的な交通ルールを周知するため「自転車安全利用五則」を活用し、あらゆる広報媒体により周知を図る。

(2)　全ての年齢層に対するヘルメット着用の促進

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務について、あらゆる機会を通じて、乗車用ヘルメット着用の促進に係る広報啓発を図るほか、各種学校、自転車販売店等に対する働き掛けを推進する。

(3)　全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進

自転車の交通違反がもたらす危険性、点検整備の重要性、自転車損害賠償責任保険への加入義務等についての理解促進を図るため、各年齢層に応じてスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車安全教育を推進する。

特に、小学校から高等学校等の教育機関に対しては、交通安全アドバイス集等を活用した教職員、保護者等による自主的な交通安全教育が実施されるよう働き掛ける。

また、令和６年度に県警察ホームページに構築した新規コンテンツ「ｅチャリ・ラーニング～自転車の学校～」を教育委員会をはじめとした関係機関・団体に周知及び活用を働き掛ける。

(4)　自転車運転者講習制度の周知及び適正な運用

自転車運転者講習制度の周知を徹底するとともに、自転車の危険行為を検挙した際には、危険行為登録に係る手続を確実に行うなど、同制度の適正な運用を図る。

(5)　自転車の視認性の向上

薄暮から夜間の時間帯にかけての自転車事故を防止するため、自転車の灯火の点灯を徹底し、反射材用品の取付を促進する。

(6)　自転車に同乗する幼児の安全確保

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児二人乗り同乗用自転車のシートベルトの着用に係る広報啓発活動を推進する。

(7)　自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした活動の推進

関係機関・団体と連携し、自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした指導啓発活動等を推進する。

（福岡市市民局、福岡市教育委員会、各区）

(1)　自転車事故を疑似体験できる「自転車安全利用ＶＲ（バーチャル・リアリティ：仮想現実）動画」を用いた体験型自転車教室を始めとした自転車教室等の開催

(2)　自転車安全利用推進員の配置及び活動支援

指導者講習会の受講者を「自転車安全利用推進員」として委嘱し、その活動を支援する。

(3)　自転車安全利用五則等のチラシ・リーフレットの配布

(4)　児童・生徒に対する子どもたちのセーフティプランを市ＨＰに掲載
(5)　広報啓発活動の推進
　四季の交通安全運動における街頭キャンペーンや、様々な媒体を活用し、積極的な広報啓発活動を推進する。
(6)　モラル・マナー推進指導員による指導啓発の実施（天神・大名地区、博多駅周辺地区、西新地区、六本松地区）
(7)　配布されたチラシやリーフレット、子どもたちのセーフティプラン等を活用し、児童生徒への自転車安全利用に関する交通安全指導を推進する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	２　自転車安全利用の推進
項　　目	（３）自転車の安全性の確保（自転車条例第６条、第７条、第９条、第 10 条）
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）
　自転車利用者に対し、自転車の交通ルール、適正な点検整備の必要性、交通事故を起こした場合のリスク等について周知徹底を図り、自転車安全利用に対する意識の向上を図る。
（福岡市市民局、各区）
　自転車利用者に対し定期的な点検整備の励行等について啓発を行うとともに、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）
(1)　自転車交通安全教育等の推進
　自転車利用者に対し、歩行者及び他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方、ライト点灯の徹底、自転車の側面等への反射材用品の取付け、自転車の安全利用を促進するための交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。
　また、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されたことから、あらゆる機会をとらえ、ヘルメット着用の促進に向けた啓発を実施する。
(2)　罰則や交通事故発生時のリスク等の周知
　自転車の交通ルールを守らなかった場合の罰則を周知し、自転車の交通ルール遵守を図る。
　また、自転車損害賠償責任保険等への加入義務など「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の内容について周知を図る。
(3)　事業者に対する交通事故防止対策の推進
　飲食物等宅配代行サービス事業者に対しては、自転車事故等に関する情報を提供し、交通安全教室の開催を働き掛けるほか、配達員に対する街頭指導、飲食店等を通じた交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。
　自転車販売店及びシェアリング事業者に対しては、自転車の交通ルールに関する啓発資料等を提供し、店員による自転車販売時、貸与時等における広報啓発を働き掛ける。
（福岡市市民局、各区）
　交通安全教室や交通安全運動キャンペーン等において、定期的な点検整備やライト点灯、ヘルメット着用等の啓発を実施する。
　また、あらゆる機会をとらえ、自転車損害倍書責任保険等への加入の促進に向けた啓発を実施する。

（福岡県警察）

種　　目	２　自転車安全利用の推進
項　　目	（４）自転車利用者に対する交通指導取締りの推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

自転車や歩行者が多く通行する時間帯において、自転車指導啓発重点地区・路線及び自転車取締り強化エリアを中心に、自転車運転者による信号無視、通行区分違反等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

２　計画の内容

(1)　街頭活動の強化

毎月８の付く日の「自転車一斉街頭指導日」のうち、１日を「県下一斉自転車指導取締り日」に指定し、積極的な指導取締りを推進する。

(2)　指導警告の強化（自転車指導警告票・自転車安全指導カードの活用）

「自転車一斉街頭指導日」を中心に、自転車指導警告票・自転車安全指導カードを活用した指導警告を推進する。

(3)　指導取締りの強化

ア　「自転車一斉街頭指導日」等における効果的な指導取締りを推進する。

イ　自転車関連交通事故の実態や取締り要望等に応じた効果的な指導取締りを推進する。

ウ　自転車運転者に対する指導警告を積極的に実施するとともに、警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な交通違反に対しては、確実な検挙措置を講じる。

（福岡市市民局、各区）

種　　目	２　自転車安全利用の推進
項　　目	（５）「福岡市自転車の安全利用に関する条例」等の周知
細　　目	ア　押し歩き推進区間の指定（自転車条例第 14 条） イ　自転車安全利用推進員の委嘱（自転車条例第 16 条） ウ　自転車安全利用の日の制定（自転車条例第 19 条）

１　計画の実施方針及び重点

自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し、市民の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与するため、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める「福岡市自転車の安全利用に関する条例」や「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」について、様々な機会を捉え、周知を図り、自転車の安全利用を推進する。

２　計画の内容

(1)　押し歩き推進区間の指定

渡辺通り西側歩道の天神交差点から渡辺通四丁目交差点までの約400mを平日は８時から19時まで、土・日・祝日は10時から19時まで「押し歩き推進区間」として指定し、自転車安全利用指導員（モラル・マナー推進指導員）による指導・啓発を実施する。

(2)　自転車安全利用推進員の委嘱

地域等において自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに、自転車利用者に対し、必要な指導を行うボランティア「自転車安全利用推進員」を委嘱している。この自転車安全利用推進員に対する支援を行い、活動を促進する。

・令和８年１月（予定）　「自転車安全利用推進員講習会」開催

(3)　自転車安全利用の日の制定

自転車の安全利用について市民等の関心と理解を深めるため、毎月８日を「自転車安全利用の日」と定め、市内各所において街頭啓発キャンペーン等を実施し、自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールの周知徹底を図る。

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（１）　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細　　目	ア　生活道路における交通安全対策の推進 イ　通学路等における交通安全対策の推進 ウ　高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

(1)　生活道路における交通安全対策の推進

「ゾーン30プラス」の策定において必要に応じ技術的支援、助言、有識者の斡旋等を実施する。

(2)　通学路等における交通安全対策の推進

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、教育委員会、学校、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

(3)　高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者、身体障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、バリアフリー化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。

（福岡県警察）

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を、道路管理者と連携して推進する。

（福岡市道路下水道局）

少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、身近な生活道路を始めとして、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高いエリアや区間等について、より「人」の視点に立ち、人優先の道路交通環境の整備を推進する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

(1)　生活道路における交通安全対策の推進

必要に応じてビックデータの活用により潜在的な危険箇所の抽出・解析、助言や有識者の斡旋等を実施する。

(2)　通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進する。

(3)　高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者、身体障がい者等にやさしい歩道整備、バリアフリー化を考慮し、歩道の段差解消、勾配の改善等推進及び歩行者利便増進道路の検討を図っていく。

（福岡県警察）

(1)　「ゾーン30プラス」の整備

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を、道路管理者と連携して推進する。

(2)　歩行空間のバリアフリー化

ア　歩行者及び自転車利用者の安全・安心な道路交通環境を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、道路管理者事業に併せて交通規制の実施や交通安全施設等の整備を推進する。

イ　高齢者や身体に障がいがある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路管理者事業に併せた交通規制の実施及びバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用付

加装置信号機、歩車分離式信号等）等の交通安全施設の整備を推進する。

ウ　高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器の更新や道路標識・標示の高輝度化など高齢者が見やすく分かりやすい交通安全施設の整備を推進する。

(3)　通学通園における交通安全対策の推進

幼児・児童の安全な通行を確保するため、

・横断歩道等の整備

・押ボタン式信号機、視覚障がい者用付加装置信号機等の整備や歩行者用信号灯器の増灯

・道路標識・標示の更新・高輝度化

を推進する。

(福岡市道路下水道局)

(1)　生活道路における交通安全対策の推進

最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を、交通管理者と連携して推進する。

(2)　通学路等における交通安全対策の推進

福岡市の通学路安全確保に向けた取組としては、「福岡市通学路交通安全対策プログラム」等に基づき、毎年度、学校、地元、警察、教育委員会等、関係機関が連携し、計画的に通学路の安全点検を実施し、通学路等における交通安全対策を実施する。

(3)　バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備

高齢者、障がいのある人を始め、全ての人の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化施策を推進するとともに、公共交通機関を利用した円滑な移動と利用の向上を図る。

特に、福岡市バリアフリー基本計画に基づく市内22の「重点整備地区」においては、各施設間を結ぶ生活関連経路について、歩道のバリアフリー化の整備を重点的・集中的に行う。

（福岡市道路下水道局、福岡北九州高速道路公社）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（２）高規格幹線道路等の更なる活用推進による生活道路との機能分化
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（福岡北九州高速道路公社）

福岡高速道路を整備することにより生活道路から交通の転換を促し、交通混雑の緩和や歩行者の安全性向上を図る。

（福岡市道路下水道局）

福岡高速道路の整備に合わせ、福岡高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

２　計画の内容

（福岡北九州高速道路公社）

【有料道路事業】

路線名（工区）	事業内容
福岡高速３号線（空港線）延伸	都市高速延伸　約 1.8km （本線部約 1.4km＋連結路約 0.4km）

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（３）　幹線道路における交通安全対策の推進
細　　目	ア　事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ　事故危険箇所対策の推進 ウ　幹線道路における交通規制 エ　重大交通事故の再発防止 ク　交通安全施設等の高度化

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

事故データや地域の声等を踏まえて優先的に検討する区間をリスト化した「福岡県版 事故危険区間リスト」に基づき、交通安全対策を効率的に実施する。

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビックデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、警察と連携して集中的な事故抑止対策を実施する。

また、社会的に大きな影響を与える重大交通事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

（福岡県警察）

事故危険箇所対策に加え、交通事故多発交差点において、交通規制の見直し、交通安全施設等の整備、交通指導取締り、交通安全教育等を積極的に推進するなど、交通事故総量の減少と交通死亡事故の抑止を図る。

（福岡市道路下水道局）

交通事故対策については、事故発生状況等の把握・事故要因の分析等を行い、早期に安全で円滑・快適な交通環境を確保するため、交通安全施設等の整備を行うことにより、効果的な事故対策を集中的に行う。

(1)　事故危険箇所対策の推進

死傷事故率が高い、又は死傷事故が多発している交差点・単路部を「事故危険箇所」に指定し、県警察本部と道路管理者が連携して集中的に事故防止対策を推進する。

(2)　交通安全施設等の整備

夜間の自動車運転は、自転車や歩行者、カーブ等の危険箇所の認識が遅れるなど、重大な事故に発展しやすいため、幹線道路や交差点部、カーブ区間には道路照明灯の整備や視線誘導標等の整備を推進する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

また、重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同様の事故の再発を防止する。

（福岡県警察）

(1)　事故危険箇所対策の推進

道路管理者と連携して、事故危険箇所及び交通事故多発交差点における交通事故実態を踏まえた事故抑止対策を推進する。

ア　信号機の新設・改良（多現示化・右折分離化等）、信号機の設定秒数の見直し

イ　道路標識・標示の高輝度化

ウ　道路交通情報提供

エ　交通指導取締り

オ　交通安全教育

(2)　幹線道路における交通規制

ア　交通実態に合った合理的な交通規制

交通規制の理由や必要性が希薄化している場合は、積極的な見直しを実施し、道路交通環境の改善を図る。

イ　道路事業に合わせた交通規制

道路の新設及び改良に対しては、道路管理者との協議に基づき、供用時期に合わせて交通規制を実施する。

(3)　重大事故の再発防止等

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、同一場所における交通事故の再発防止対策を講じるため道路管理者等と連携して道路交通環境の改善を図る。

(4)　交通安全施設の高度化

既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、右折分離化、多現示化等の高度化を推進する。

（福岡市道路下水道局）

事故危険箇所対策の推進

・「事故危険箇所」の解消

福岡市管理分の「事故危険箇所」として選定された 28 か所（うち道路管理者対策分 28 か所）について令和３年度から令和７年度までの５か年で道路管理者と県警察本部が連携して、各種交通安全対策を集中的に実施する。

（福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（３）幹線道路における交通安全対策の推進
細　　目	オ　適切に機能分担された道路網の整備

１　計画の実施方針及び重点

（福岡市道路下水道局）

高規格幹線道路から住居地域内道路に至る道路のネットワーク化を図り、適切に機能が分担されるよう体系的な整備を推進する。

また、他の交通機関への連携強化を目的とし、アクセス道路の整備を推進する。

さらに、地域高規格道路の整備を始め、幹線道路ネットワークの形成や補助幹線道路、区画道路、生活道路等についてそれぞれの道路を機能別に整備を行い、交通流の分散化や生活地区内の通過交通を幹線道路に転換させるなど、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

２　計画の内容

（福岡市道路下水道局）

幹線道路のネットワーク整備として、都市計画道路等の整備を推進する。

（福岡県警察、福岡市道路下水道局、福岡北九州高速道路公社、福岡市港湾空港局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（３）幹線道路における交通安全対策の推進
細　　目	オ　適切に機能分担された道路網の整備 カ　高規格幹線道路等における交通事故防止対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通事故多発区間における交通安全施設等の整備を計画的に推進するとともに、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、併せて適正な交通規制を実施する。

（福岡北九州高速道路公社）

道路の構造、交通の状況等を勘案し、交通事故の発生を抑制するため、区画線の視認性の向上や排水性舗装によるスリップ防止を図り、安全な走行の確保に努める。

（福岡市港湾空港局）

博多港においては、東部地区のアイランドシティ整備事業を主要施策として事業の推進を図っており、事業の進展に伴う交通需要の増大などに対応するため、幹線道路であるアイランドシティ２号線の整備、及びコンテナターミナルと一体となって高度な物流拠点の形成を図るため、準幹線臨港道路の整備を推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　交通事故抑止に向けた総合的施策の重点的実施

交通事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき場所について、交通事故原因等の詳細な分析を行い、道路管理者と連携し、必要な安全対策を推進する。

また、逆走による交通事故抑止のため、道路管理者と連携し、逆走事案発生箇所の現場点検を行い、各種逆走防止対策を実施する。

(2)　安全で快適な交通環境づくり

過労運転及びイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行環境の確保を図るため、道路管理者と緊密な連携を図り、交通事故車両や、故障車両の早期撤去等を推進するとともに、情報通信技術を活用してリアルタイムな道路交通情報の提供を推進する。

また、事案発生時においては、一般道路との調整により、必要な交通規制の実施及び道路交通情報の提供を行い、適切なう回誘導の実施に努める。

(3)　高速自動車国道等における交通規制

ア　高速自動車国道等の新設・改良に際しては、事前に道路管理者との密接な協議を行い、安全で円滑な交通を確保するための交通規制を実施する。

イ　交通状況を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを推進するとともに、見直しを行った後も、実勢速度と規制速度が乖離している区間等の把握に努めるなど、更なる見直しを継続する。

（福岡北九州高速道路公社）

令和７年度における交通安全対策として、次の事業を予定している。

（単位：千円）

事業内容	事　業　量	事　業　費
区画線補修	7,639 m	12,421
排水性舗装	16,850 ㎡	505,684

（福岡市港湾空港局）

種　別	路　線　名	区　間
臨港道路	アイランドシティ２号線	アイランドシティ内
	準幹線臨港道路	アイランドシティ内

（福岡国道事務所、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（３）幹線道路における交通安全対策の推進
細　　目	キ　改築等による交通事故対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

道路の改築等に併せ、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行部分を示した道路の整備等を推進する。

（福岡市道路下水道局）

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故対策を推進する。

２　計画の内容

街路事業、道路事業による主な整備路線

（福岡国道事務所）

【道路事業（交通安全）】

路線名（工区）	事業内容
一般国道３号千早・箱崎自転車通行空間整備	自転車通行空間
一般国道 202 号周船寺歩道整備	歩道整備

（福岡市道路下水道局）

【街路事業】

路線名（工区）	事業内容
都）粕屋久山線（土井）	幹線道路新設
都）国道３号線（半道橋～板付）	幹線道路拡幅
都）長尾橋本線（茶山）	幹線道路拡幅

【道路事業（新設改良）】

路線名（工区）	事業内容
市）香椎 4800 号線	幹線道路新設
市）舞鶴薬院線（城東橋交差点）	交差点改良

【道路事業（交通安全）】

路線名（工区）	事業内容
県）桧原比恵線（平尾）	歩道拡幅
市）地行鳥飼七隈線（鳥飼）	歩道設置
主）福岡志摩線（田尻）	自転車歩行者道設置

（福岡県警察）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（４）交通安全施設等の整備事業の推進
細　　目	ア　交通安全施設等の戦略的維持管理

１　計画の実施方針及び重点

令和２年度を初年度とする『福岡県「警察施設」（交通安全施設）個別施設計画』に基づき、優先順位を付し、計画的な維持管理を推進する。

２　計画の内容

(1)　定期点検の充実

専門的な知見を有する業者に点検委託し、点検の充実を図る。

(2)　計画的な維持管理の推進

点検状況、補修、更新などの情報を基に、更新の優先順位を付け、計画的な維持管理を推進する。

(3)　施設総量の最適化

交通状況の変化などにより、必要性の低下した施設については、当該施設がこれまで果たしてきた役割を考慮の上、代替の交通安全対策、地域住民の意見などさまざまな要素を基に、最適配置を検討する。

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市道路下水道局、福岡市港湾空港局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（４）交通安全施設等の整備事業の推進
細　　目	イ　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ　幹線道路対策の推進 エ　交通円滑化対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

(1)　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

「ゾーン30プラス」の策定において必要に応じ技術的支援、助言、有識者の斡旋等を行うとともに、少子高齢化社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

(2)　幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。

（福岡県警察）

第５次社会資本整備重点計画に基づき、計画的な交通安全施設等の整備充実を図るとともに、適切かつ効果的な運用を推進する。

(1)　歩行者等の安全通行の確保

生活道路における歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン30プラス」（ゾーン30と物理的デバイスの組合せ）を道路管理者と連携して推進する。

(2)　通学児童等の安全通行の確保

交通安全総点検等の結果を踏まえた通学路等の計画的な交通安全施設等の整備を推進する。

（福岡市道路下水道局）

交通安全施設整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

また、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を、交通管理者と連携して推進する。

（福岡市港湾空港局）

臨港地区内における交通安全施設の整備を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と円滑化を図る。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

(1)　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

(2)　幹線道路対策の推進

交通事故データの客観的な分析による原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。

（福岡県警察）

(1)　信号機の整備

生活道路等における歩行者や自転車の交通事故多発箇所への信号機設置、高齢者や障がいのある人に配慮したバリアフリー対応型信号機（視覚障がい者用付加装置信号機、歩車分離式信号等）の整備を推進する。

(2)　道路標識の整備

昼夜間の道路標識の視認性・識別性向上のため、道路標識の高輝度化を推進する。

(3)　道路標示の整備

夜間、降雨時の視認性向上のため、横断歩道を始めとする道路標示の更新、高輝度化を推進する。

(福岡市道路下水道局)

交通安全施設等整備事業（事業内容）　（単位：千円）

種別		事業量	事業費
一種	歩道	3.5ｋｍ	1,388,490
	自転車歩行者道	1.8ｋｍ	860,000
	歩行空間	12.1ｋｍ	350,500
	その他（注１）	－	606,150
	小計	－	3,205,140
二種	防護柵	3.1ｋｍ	152,850
	照明灯	2,014基	1,182,050
	反射鏡	234基	86,500
	道路標識	43基	24,000
	区画線	93.3ｋｍ	244,000
	自転車駐車場	8箇所	212,223
	その他（注２）	－	2,209,878
	小計	－	4,111,501
合計		－	6,159,409

（注１）その他は、自転車通行環境等の整備費。

（注２）その他は、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備費。

（単位：千円）

事業内容内訳	事業費
特定交通安全施設等整備事業費	2,582,468
地方単独交通安全施設等整備事業	4,734,173
合計	7,316,641

※事務費除く

(福岡市港湾空港局)

（単位：千円）

事業内容	事業量	事業費
臨港地区内　区画線	9,917m	15,641

（福岡県警察）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（４）交通安全施設等の整備事業の推進
細　　目	オ　ＩＴＳの推進による安全で快適な道路交通環境の実現

１　計画の実施方針及び重点

第５次社会資本整備重点計画に基づき、高度道路交通システム（ＩＴＳ）の整備を計画的に推進し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

２　計画の内容

(1)　集中制御機の高度化更新を図る。

(2)　光ビーコンの整備、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム（ＵＴＭＳ）を推進するとともに、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市道路下水道局、各区）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（４）交通安全施設等の整備事業の推進
細　　目	カ　道路交通環境整備への市民参加の促進

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

安全な道路交通環境の整備に当たり、道路利用者の視点を生かすための施策を実施する。

（福岡県警察）

道路利用者等の視点に立った道路交通環境の整備を促進する。

（福岡市道路下水道局、各区）

安全な交通環境を確保するため、自治協議会等の地域団体や道路利用者である市民からの要望や意見を踏まえながら地域の通学路や生活道路の交通安全対策を実施する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

「道の相談室」を活用し、道路利用者の意見を踏まえながら道路交通環境の整備を実施する。また、道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の整備効果等について積極的に公表する。

（福岡県警察）

県警ホームページ（「標識ＢＯＸ」、「信号機ＢＯＸ」等）に寄せられた意見や交通安全総点検等における地域住民等の意見を道路交通環境整備に反映する。

（福岡国道事務所、福岡県警察）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（４）交通安全施設等の整備事業の推進
細　　目	キ　連絡会議等の活用

１　計画の実施方針及び重点

道路管理者と県警察で設置している「福岡県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

２　計画の内容

事故危険箇所の進捗状況や事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の取組状況等について、福岡県道路交通環境安全推進連絡会議で報告を行うとともに、学識経験者を含む各委員からのアドバイスを受け、今後の取組へ反映する。

（福岡市福祉局、福岡市住宅都市みどり局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（５）高齢者等の移動手段の確保
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（福岡市住宅都市局）

誰もが使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりのため、鉄道駅やバスなどの公共交通のバリアフリー化を推進する。

また、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に向けて、地域や交通事業者と連携した取組みを行っていく。

（福岡市福祉局）

日常生活の歩行や移動に支障がある要介護高齢者や、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者などに対して、支援を行っていく。

２　計画の内容

（福岡市住宅都市みどり局）

(1)　誰もが使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりのため、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備やノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入に対して補助を行い、公共交通バリアフリー化の推進を図る。

(2)　バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行う。また、公共交通の利用が不便な地域において、地域の取組みに対する検討経費や、試行運行の経費に補助を行うとともに、上記以外の地域においても、生活交通確保に向け、地域主体の取組みに対して、地域と交通事業者間の調整などの活動支援を行う。

さらに、オンデマンド交通社会実験を実施するとともに、その成果などを踏まえ、令和７年度から公共交通不便地等における支援制度を強化しており、取組みを新たな地域にも広げていくなど、地域の実情に応じた持続可能な生活交通確保に取り組む。

（福岡市福祉局）

介護保険制度において、訪問介護員による外出支援や歩行器などの貸与を行っていくとともに、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者等に対して、寝台タクシー料金の一部を助成するなどの支援を行っていく。

（福岡国道事務所、福岡市福祉局、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（６）歩行空間のユニバーサルデザイン化
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化施策を推進し、高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図る。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

高齢者、身体障がいのある人等にやさしい歩道整備、バリアフリー化を考慮し、歩道の段差解消、勾配の改善等を推進する。

（福岡市道路下水道局）

「福岡市バリアフリー基本計画」に基づく市内22の「重点整備地区」においては、各施設間を結ぶ生活関連経路について、道路のバリアフリー化の整備を重点的・集中的に行う。

（福岡国道事務所、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（７）無電柱化の推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等を図るなど無電柱化を推進する。

（福岡市道路下水道局）

防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の観点から、道路の新設、拡幅等に併せて同時整備を行う等、無電柱化を推進する。

２　計画の内容

無電柱化推進計画等に基づき、無電柱化を推進する。

【主な無電柱化整備箇所】

事　業　箇　所
市）箱崎 111 号線
県）桧原比恵線
都）国道３号線

（福岡県警察）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（８）効果的な交通規制の推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

道路整備、地域開発、商業施設の新設、高速道路料金の改定等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の交通実態、地域住民や道路利用者等の意見も踏まえ、計画的に交通規制の見直しを推進する。

２　計画の内容

(1)　地域の特性に応じた交通規制

幹線道路では、駐停車禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通流を整序化するための交通規制を実施する。

生活道路では、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン30プラス」（ゾーン30と物理的デバイスの組合せ）を道路管理者と連携して推進する。

都市部における計画的な交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図るとともに路線バス等の大型輸送機関の安全と円滑な通行を確保し、一般交通との調和を図る。

(2)　より合理的な交通規制の推進

交通の安全と円滑、道路交通環境の変化、地域住民の意見・要望等を踏まえて、実態に応じた交通規制の見直しを推進する。

また、交通規制の見直し後についても、道路交通環境の変化を踏まえ、継続して見直しを実施する。なお、交通規制の点検及び見直しに当たっては、県警ホームページにある「標識ＢＯＸ」、「信号機ＢＯＸ」等を通じて把握した県民の意見を十分に踏まえて適切に対応する。

（福岡国道事務所、福岡県警察）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	（９）高度道路交通システムの活用
細　　目	ア　道路交通情報通信システムの整備 イ　新交通管理システムの推進 ウ　交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ　ＥＴＣ2.0の展開 オ　道路運送事業に係る高度情報化の推進

１　計画の実施方針及び重点

人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通流の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に高度道路交通システム（ＩＴＳ）を推進する。

（福岡国道事務所）

道路利用者の安全性・利便性の向上を図るために、情報通信技術を活用した路面情報の提供等による安全運転支援、道路工事や規制等の道路情報提供の高度化等に必要なシステムの整備を推進する。

（福岡県警察）

高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコン等のインフラ整備を推進する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

ＶＩＣＳを活用した情報の提供を推進するとともに、道路情報板、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して、情報提供の充実を図る。

（福岡県警察）

道路交通情報を提供する光ビーコン等の整備を推進するとともに、情報提供の充実を図る。

（福岡県警察、福岡市住宅都市みどり局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(10) 交通マネジメントの推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

関係機関等と連携し、都心部の交通の円滑化を図る。

（福岡市住宅都市みどり局）

福岡市都市交通基本計画（R7.５改定）に基づき、公共交通を主軸とした多様な交通手段が相互に連携した総合交通体系の構築をめざし、交通結節点における乗り継ぎ利便性の向上や、パークアンドライドなどの交通マネジメント施策を推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

積極的な道路交通情報の提供による交通の分散化を推進する。

（福岡市住宅都市みどり局）

(1)　パークアンドライドの推進

商業施設と連携したパークアンドライド　等

(2)　モビリティマネジメントの推進

転入者を対象とした公共交通関連情報の提供　等

（福岡国道事務所、福岡市道路下水道局、福岡市港湾空港局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細　　目	ア　災害に備えた道路の整備

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

地震、豪雨、豪雪、津波等による災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

（福岡市道路下水道局）

災害時における人命救助活動、消防活動及び物資輸送活動等の緊急活動に不可欠な緊急輸送道路を確保する必要があるため橋梁の耐震補強を推進する。

（福岡市港湾空港局）

震災時における安全で安心な市民生活を確保するため、幹線貨物輸送対応耐震強化岸壁と背後圏を結ぶ緊急輸送道路の整備を推進する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策及び道路斜面等の防災対策等を推進する。

（福岡市道路下水道局）

国の「緊急輸送道路の橋梁耐震補強３箇年プログラム」に基づき、緊急輸送道路に架かる昭和55年以前の設計基準を適用し、かつ橋長15m以上の対象橋梁11橋について耐震補強対策を推進する。（対策済：11橋）

また、令和３年３月に策定した「福岡市橋梁耐震補強計画」に基づき、緊急輸送道路における橋梁と跨道橋・跨線橋のうち、現在の耐震基準を満たしていない橋梁について耐震対策を推進する。

【令和７年度主な実施予定橋】

路線名及び橋梁名	備考
松崎箱崎線（貝塚こ線橋）	耐震補強工事実施予定
国道 385 号（美野島陸橋）	耐震補強工事実施予定

（福岡市港湾空港局）

種　別	路　線　名	区　間
臨港道路	アイランドシティ２号線	アイランドシティ内

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市市民局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(11) 災害に備えた道路交通環境の整備
細　　目	イ　災害に強い交通安全施設等の整備 ウ　災害発生時における交通規制 エ　災害発生時における情報提供の充実

１　計画の実施方針及び重点

災害に強い交通安全施設の整備を推進するとともに、災害発生時における必要な交通規制の実施や道路の被災状況などの情報提供を関係機関が連携して推進する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

(1)　災害発生時における交通規制

災害発生時は必要に応じて緊急交通路を確保し、地元自治体や公安委員会等と連携して、交通誘導を実施するとともに、道路情報板、ＶＩＣＳ、日本道路交通情報センターやホームページ、ＳＮＳ等を活用し災害や迂回路情報を提供する。

(2)　災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況等を、迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者等への提供の充実を図るため道路情報提供装置等の整備を推進する。また、道路情報板、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して、情報提供の充実を図る。

（福岡県警察）

(1)　災害に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、信号機柱をコンクリート柱から強度の高い鋼管柱への建て替え、信号機電源付加装置、交通監視用カメラ、交通情報板等の整備を図るとともに、通行止めなどの交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通安全施設等の整備を推進する。

(2)　災害発生時における交通規制

大規模災害等の発生に備え、関係機関・団体と緊密に連携した総合的かつ実践的な訓練を実施する。

(3)　災害発生時における情報提供の充実

交通監視用カメラ、交通情報板等を効果的に活用し、道路交通情報の提供を行う。

（福岡市市民局）

福岡市地域防災計画に基づき、災害の発生により道路等が危険な状態にあるとき、または危険が予想されるとき、若しくは危険を予知したときは、被災地及びその付近の状況により市長、その他の関係機関で交通制限、迂回等措置を行う。

（九州運輸局福岡運輸支局、福岡県警察、福岡市市民局、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(12) 総合的な駐車対策の推進
細　　目	ア　きめ細かな駐車規制の推進 イ　違法駐車対策の推進 ウ　駐車場等の整備 エ　違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 オ　ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

（九州運輸局福岡運輸支局）

違法駐停車の排除とタクシーのりばの適正使用

幹線道路の慢性的な渋滞を惹起し、都心部における交通体系全体に重大な影響を及ぼすタクシーの違法駐停車を抜本的に排除する。

とりわけ、違法行為が散見される中央区、博多区、早良区の３地域において、関係機関による適正化協議会を設置し、具体的な改善施策を確立する。

（福岡県警察）

違法駐車取締りの推進、地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・見直し、道路利用者や関係事業者等への広報啓発などを推進する。

（福岡市道路下水道局）

駐車需要が見込まれる一定規模以上の建築物に対し、新築時等において駐車施設の整備を義務付けた「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）（以下「附置義務駐車場条例」という。）」の運用により、駐車施設の適切な整備・誘導を行い、安全で円滑な道路交通の確保を図る。

（福岡市市民局）

「福岡市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、天神地区、西新地区及び博多駅周辺地区の重点区域においてドライバーへの指導を実施し、駐車マナーの向上を図るとともに、関係機関、団体と緊密な連携を図り、事業者への協力要請を行うなどの効果的な啓発を実施する。

２　計画の内容

（九州運輸局福岡運輸支局）

違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

・　タクシーのりば等の適正化協議会

平成23年５月、上記３地域に適正化協議会を設置。

令和６年６月までに、中央区20回、博多区23回、早良区16回の協議会を開催。

協議会では、それぞれの地域の実情に応じた対策を計画、実行、検証し、さらなる対策へと反映させている。

現在、各地区の重点対策地域において指導員を配置し、違法駐停車排除を基本とする巡回指導を実施中。

（福岡県警察）

(1)　違法駐車取締りの推進

違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえ、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐（停）車違反に重点を置いた指導取締りを推進する。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及等を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

(2)　きめ細かな駐車規制の推進

地域住民の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点険・見直しを実施するとともに、物流の必要性、自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を検討するなど、きめ細やかな駐車規制を推進する。

(3)　自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用

保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）」違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

(4)　広報啓発活動の効果的展開

関係機関・団体と連携して、違法駐車の排除に関する広報啓発活動を効果的に展開し、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成を図る。

（福岡市道路下水道局）

附置義務駐車場条例の適正な運用

駐車需要を喚起する建築物の新築時等において駐車施設の整備を義務づけた附置義務駐車場条例の運用により、駐車施設の適切な整備･誘導を促進する。

（福岡市市民局）

(1)　モラル・マナー推進指導員による迷惑駐車、歩行喫煙、自転車安全利用に関する指導啓発

ア　配置

地区　…　天神・大名地区、博多駅周辺地区、西新地区、六本松地区

人数　…　主任指導員（会計年度任用職員）１名　　指導員（会計年度任用職員）12名

※１日あたり８名配置

イ　指導啓発活動

祝日・年末年始除く毎日、平日は午前８時から午後７時まで、土日は午前10時から午後７時まで5.5時間

（単位：千円）

事 業 内 容	事 業 費
重点区域内指導啓発	52,101

(2)　広報啓発活動の推進

市政だより等の媒体の活用

（福岡国道事務所、福岡県警察、福岡市道路下水道局）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(13) 道路交通情報の充実
細　　目	ア　情報収集・提供体制の充実 イ　ＩＴＳを活用した道路交通情報の高度化 ウ　適正な道路交通情報提供事業の促進 エ　分かりやすい道路交通環境の確保

１　計画の実施方針及び重点

（福岡国道事務所）

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全で円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、情報収集・提供体制の充実を図る。

また、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的とした高度道路交通システム（ＩＴＳ）を推進する。

（福岡県警察）

多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路交通情報を正確かつリアルタイムに提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

また、収集した道路交通情報を民間事業者へ提供し、同事業者による適正な道路交通情報の発信を促進する。

２　計画の内容

（福岡国道事務所）

事前通行規制区間のライブカメラや雨量計、山間地における温度計等により情報収集し、光ファイバーネットワークで結ばれた道路情報板への表示、ホームページ、ＳＮＳ等を活用して、情報提供の充実を図る。

また、福岡市都心部の交通環境改善に向けた取組として、ＩＴＳを活用した道路利用者への迅速な情報提供手法を検討し、他地域への展開も視野に入れた交通円滑化方策を推進する。

（福岡県警察）

(1)　交通監視用カメラ、交通情報板、車両感知器等の情報収集・提供体制の整備を図る。

(2)　交通の分散や交通渋滞の解消による交通の安全と円滑化を推進するため、道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）の整備を図る。

(3)　新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の充実及びキーインフラである光ビーコンの整備を図る。

（福岡国道事務所）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細　　目	ア　道路の使用及び占用の適正化等

１　計画の実施方針及び重点

わかりやすい道路案内を進めるとともに、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図る。

２　計画の内容

道路の占用の許可等に当たっては、道路の構造を保全し、かつ、道路交通の安全と円滑を確保するため、適正に運用するとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。また、道路上の不法占用物件に対しては、警察等との共同取締りを行い、快適な道路環境の保全に努める。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として電線共同溝等の整備を推進する。

（福岡県警察）

種　　目	3　道路交通環境の整備
項　　目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細　　目	ア　道路の使用及び占用の適正化等

1　計画の実施方針及び重点

道路使用の許可に当たっては、道路交通環境、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑の確保に配意した適正な運用に努める。

(1)　道路工事の調整と交通保安対策の徹底

無秩序な道路使用等に起因する交通事故、交通渋滞等を抑止するため、道路使用許可に係る事務の適正な運用に努めるとともに、道路管理者との緊密な連携による工事の範囲、時期、安全対策等についての具体的な工事調整、工事施工者に対する道路使用許可条件の付与等による交通保安上の必要な措置の徹底を図る。

(2)　屋台、露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底

道路使用の許可条件を遵守していない屋台、無許可での路上販売等の道路不正使用事案については、営業者等に対して、道路交通法違反として是正指導等の措置を徹底する。

2　計画の内容

(1)　道路工事の調整と交通保安対策の徹底

ア　道路工事の調整及び縮減

道路使用許可申請時において、道路調整会議における道路管理者の年間工事計画や路上工事縮減協議会における年末・年始時期等の路上工事縮減目標に基づき、合理的な工事調整等を実施する。

イ　道路使用現場における点検・指導の強化

道路使用現場における許可条件の履行及び路面回復並びに交通安全施設等の原状回復措置状況の点検・指導を強化する。

ウ　交通安全活動推進センター等の積極的活用

交通安全活動推進センター調査員による道路工事等の現地調査活動を強化するとともに、福岡県道路使用適正化協議会による広報啓発等の自主活動に対する積極的支援により、道路使用の適正化を図る。

(2)　屋台、露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底

ア　道路上における屋台、露店等の道路不正使用の実態調査を行うとともに、交通の妨害となっているものに対しては、強力な是正指導等の措置を行う。

イ　屋台、露店等の道路不正使用事案は、道路管理上の支障も大きいことから、各道路管理者との連携を強化し、道路使用許可の適正化を図る。

（福岡市道路下水道局、福岡市住宅都市みどり局）

種　　目	3　道路交通環境の整備
項　　目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細　　目	ア　道路の使用及び占用の適正化等

1　計画の実施方針及び重点

（福岡市道路下水道局）

(1)　道路の使用及び占用の抑制

道路の占用における地下埋設工事、その他の道路の堀返しを伴う占用工事については、道路交通に与える影響が大きい。そのため、福岡市道路占用工事調整協議会により、工事の時期、工法等の調整を行い、無秩序・不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、道路工事等を行う事業者に対し、工事調整や事故防止に関する周知・啓発活動を行い、道路の保全、交通の円滑化及び安全対策を推進する。

(2)　不法占用物件対策

不法占用物件については、許可基準に適合するものには、占用許可を受けるよう指導し、適合しない物件については、撤去指導及び除却を行う。

（福岡市住宅都市みどり局）

路上違反広告物対策

屋外広告物法及び福岡市屋外広告物条例に違反して道路上に掲出されるはり紙、はり札、立看板については、街の美観風致の維持及び市民への危害防止の観点から、除却するとともに違反広告物の広告主に指導等を実施する。

また、路上違反広告物追放推進団体（市民ボランティア団体）への支援を行う。

2　計画の内容

（福岡市道路下水道局）

(1)　道路の使用及び占用の抑制

ア　占用工事施工方法等の点検指導

占用工事の工期短縮、保安設備の完備等を指導し、交通の安全を確保する。

イ　福岡市道路占用工事調整協議会活動の充実

無秩序・不経済な道路の掘り返しを防止し、交通の円滑化に努める。

ウ　占用工事事故防止対策

道路交通の障害除去と道路構造の保全及び地下埋設物件の保全を図り、占用工事または道路に関する工事に起因して発生する占用物件の事故を未然に防止するため、関係機関相互の連絡調整を行う。

(2)　不法占用物件対策

市のホームページを通じて、市民への啓発を図るとともに、市内の幹線道路及び商店街周辺などを中心に、機会をとらえて実態の把握につとめ、必要に応じて、警察の協力を得て撤去指導・除却を行う。

（福岡市住宅都市みどり局）

路上違反広告物対策

(1)　路上違反広告物除却

電柱や街路樹等の禁止物件に掲出されたはり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物について、年間を通じて除却する。

(2)　路上違反広告主への指導等

路上違反広告物を調査し、広告主に法令を順守するよう注意・指導・勧告を行う。

(3)　路上違反広告物追放登録員制度

路上違反広告物追放推進団体として登録した地域団体や企業等による路上違反広告物の除却活動に対して、市民ボランティア保険加入や作業用具購入等支援を行う。

（福岡市住宅都市みどり局、福岡市教育委員会）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細　　目	イ　子どもの遊び場の確保

１　計画の実施方針及び重点

（福岡市住宅都市みどり局）

街区公園等（都市公園）の整備

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地における住みよい環境づくり等に資するため、日常生活に密着した街区公園等の整備を進める。

（福岡市教育委員会）

放課後等の遊び場づくり事業

(1)　昼間校庭開放事業

子どもたちの安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図るため、幼児及び児童生徒に対し、土日等の学校休業日に小学校の校庭を開放する。

(2)　わいわい広場の開設

子どもたちが自由に安心して自発的に遊びや活動ができる場や機会を創出し、児童の健全育成を図るため、地域関係者等の見守り体制を整備し、平日の週３日程度、授業終了後に小学校の校庭等にわいわい広場を開設する。

２　計画の内容

（福岡市住宅都市みどり局）

街区公園等の整備（再整備等含む）

公園種別	整備箇所数
幼児公園	0
街区公園	14
近隣公園	5
地区公園	2
総合公園	6
運動公園	5

（福岡市教育委員会）

放課後等の遊び場づくり事業　　事業費　518,700千円

(1)　昼間校庭開放

・　開放時間　　13時～17時

・　開放時間中は指導員を配置し、子どもたちの安全管理にあたる。

事 業 内 容	事 業 量
昼間校庭開放事業	139 か所

(2)　わいわい広場

・　日時　　平日の週3日程度　授業終了後～16時45分（冬季は16時30分）

・　場所　　小学校の校庭等

・　対象　　１～６年生の全児童（登録制）

・　内容　　自由遊び

・　運営　　民間事業者、ＮＰＯ、地域に運営を委託し、開催当日は現場責任者、補助員（地域関係者）、見守りサポーター（保護者等）を配置

事業内容	継続校	新規開設
わいわい広場	142 校	１校

（福岡国道事務所）

種　　目	３　道路交通環境の整備
項　　目	(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細　　目	ウ　道路法に基づく通行の禁止又は制限

１　計画の実施方針及び重点

道路の構造を保全し、また交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊、異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められた場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

２　計画の内容

災害、異常気象等により、道路の破損、決壊等の恐れがあると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ない場合には、通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細　　目	ア　幼児に対する交通安全教育

１　計画の実施方針及び重点

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールやマナーの習得、日常生活で安全に道路を通行する基本的な技能及び知識を習得させる。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　効果的な交通安全教育の実施

歩行者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、道路の横断の仕方について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(2)　保護者等による自主的な交通安全教育の促進

幼児が自らの安全を守るための交通行動の手本とする保護者や日頃から幼児と接する機会の多い幼稚園等の職員による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集等を活用した日常的かつ恒常的な交通安全教育の促進のほか、保護者に対する交通安全講習会等を開催する。

（福岡市市民局、各区）

生活安全専門員等が警察署及び関係団体と連携し、幼児と保護者を対象に交通安全教室を開催する。

（福岡県警察、福岡市教育委員会、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細　　目	イ　小学生に対する交通安全教育 ウ　中学生に対する交通安全教育 エ　高校生に対する交通安全教育

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力の向上を図る。

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

（福岡市教育委員会）

(1)　交通安全教育は、学校における安全教育・安全管理の一環として、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、学校教育活動全体を通して、交通安全に対する理解を深め、常に安全に行動できる判断力や態度、習慣の育成を図る。

このため、交通安全指導の重点を次のように定める。

ア　児童生徒の発達段階や地域の状況を十分考慮し、学校安全計画に基づき、実施する。この場合、保護者や地域・関係機関・団体との連携を十分に図る。

イ　交通ルールの遵守、通行や道路横断の基本ルール、自転車乗車のマナー等を学級活動等において具体的・継続的に指導するとともに、道徳との関連を図って、判断力や態度・習慣を育成する。

ウ　「「生きる力」を育む学校での安全教育」「子どもたちのセーフティプラン」を活用し、生命尊重を基盤とする交通安全指導を推進する。

(2)　交通安全教室、自転車教室を実施するなど、交通ルール周知徹底とマナー向上を図る。

（福岡市市民局、各区）

(1)　通学路の交通安全指導の徹底を図る。

(2)　学習教材等を活用し交通安全教育を推進する。

(3)　スクールゾーンでの運転者への啓発や街頭指導を積極的に推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　小学生に対する交通安全教育

ア　効果的な交通安全教育の実施

歩行者及び自転車の利用者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、道路の横断の仕方、自転車の安全利用等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、児童に自転車の正しい乗り方を身に付けさせ、その習慣化を図ることを目的とした交通安全こども自転車大会を開催する。

イ　保護者等による自主的な交通安全教育の促進

児童が自らの安全を守るための交通行動の手本とする保護者や日頃から児童と接する機会の多い教職員等による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集等を活用した日常的かつ恒常的な交通安全教育を促進する。

ウ　通学路等における交通安全指導の促進

自治体、地域交通安全活動推進委員等の交通ボランティアと連携した通学路等における保護誘導活動の実施に加え、交通ボランティアによる自主的な交通安全指導を促進する。

(2)　中学生・高校生に対する交通安全教育

ア　効果的な交通安全教育の実施

関係機関・団体等と連携し、スタントマンにより自転車事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、高校生については、ベーシックライディングレッスンなどを通じて、二輪車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得に向けた交通安全教育を実施する。

イ　教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ　中学校・高校における主体的な交通安全教育の促進

関係機関・団体等と連携し、交通安全アドバイス集等を活用した自主的な安全教育の実施を促すとともに、自転車運転免許制度の導入など、自転車の安全利用意識を醸成する取組について働き掛ける。

(福岡市教育委員会)

(1)　保健・安全担当者連絡会等を通して、安全指導及び安全管理の充実に努める。

(2)　小学校では交通安全教室を実施し、児童の交通安全に対する意識を高め、登下校の安全を確保する。

(3)　「子どもたちのセーフティプラン」、通学路マップや安全マップ等を活用した交通安全指導を推進する。

(4)　学校における取組の推進

ア　保護者及び地域と連携したパトロール等の実施

イ　交通安全教室・自転車教室の実施

ウ　通学路マップ・安全マップの作成及び見直し

(福岡市市民局、各区)

(1)　小学生に対する交通安全教育

ア　新１年生への啓発物の配布

小学新１年生に対して、安全の確保のため「黄色い帽子」「ランドセルカバー」を配布する。

(単位：千円)

事業内容	事業量	事業費
黄色い帽子	14,500 個	7,445
ランドセルカバー	15,100 枚	1,865

イ　交通安全教室の開催

生活安全専門員等が警察署及び関係団体と連携し、交通安全教室を開催する。

ウ　「子どもたちのセーフティプラン」を市ＨＰに掲載

交通安全に関する資料を作成し、市ＨＰに掲載する。

(2)　中学生・高校生に対する交通安全教育

ア　交通安全教室の開催

生活安全専門員等が警察署及び関係団体と連携し、交通安全教室を開催する。

イ　体験型自転車教室の開催

自転車事故を疑似体験できる「自転車安全利用ＶＲ（バーチャル・リアリティ：仮想現実）動画」を用いた体験型自転車教室を開催する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細　　目	オ　成人に対する交通安全教育

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

自動車等の安全運転の確保の観点から、運転免許取得時及び運転免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

（福岡市市民局、各区）

地域における活動を通じて、市民に広く人命尊重を基盤とした交通安全思想の普及を図る。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償を理解させる交通安全教育の推進を図る。

(2)　運転者の社会的責任や安全運転に必要な知識・技能、交通安全意識・マナー等を理解させるため、視聴覚教材等を活用した効果的な交通安全教育に努める。

(3)　運転免許を持たない若者及び成人が、交通安全について学ぶ機会を設けるように努める。

（福岡市市民局、各区）

(1)　地域における交通安全活動の推進

公民館等において成人を対象として開催される学習活動や集会等において、交通安全教育の推進を図るとともに、各種地域団体等における交通安全に関する取組について奨励に努める。

(2)　広報啓発活動の強化

ポスター、チラシ等による広報活動を積極的に実施する。

(3)　四季の交通安全運動等における交通安全教育の推進

飲酒運転の撲滅、子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保、ヘルメット着用促進を含む自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用等を重点とした四季の交通安全運動等をはじめとした各種キャンペーン等を実施し、市民一人一人の交通安全意識の高揚を図る。

（福岡県警察、福岡市市民局、福岡市福祉局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細　　目	カ　高齢者に対する交通安全教育

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、実践的技能、交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を推進する。

また、実施に当たっては、関係機関・団体との連携及び適切な役割分担により、体系的に推進する。

（福岡市福祉局、福岡市市民局、各区）

(1)　市内の高齢者に対し、交通安全思想の普及を図るため、市･区社会福祉協議会等へ働きかける。

(2)　地域の社会活動の場を通じ、高齢者に対し人命尊重を基調とした交通安全思想の普及を図る。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　高齢歩行者に対する交通安全教育

ア　自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育の推進

歩行者シミュレーター等の各種教育資機材を積極的かつ効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ　明るい服装及び反射材用品の着用促進

明るい色の服装及び反射材用品の視認効果や使用方法を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

(2)　高齢者宅訪問による個別指導の実施

交通安全講習を受講する機会の少ない高齢者に対しては、訪問型の個別指導を実施する。

(3)　高齢者の教育機会の拡大

ア　社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関・団体のネットワークを活用し交通安全講習への参加・募集活動を強化するとともに交通安全情報等の積極的な発信に努める。

イ　地域交通安全活動推進委員等による各種交通安全教育を行う。

（福岡市市民局、福岡市福祉局、各区）

(1)　自動車学校等での参加・体験・実践型の高齢運転者安全運転講習会等を開催し、交通安全意識の高揚に努める。

(2)　公民館で行う高齢者向けの講座などの地域における高齢者教育の場などにおいて、警察や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、交通安全思想の普及に努める。

(3)　夜間の事故防止を図るため、反射材の効果について広報啓発を行い、着用を推進する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細　　目	キ　障がいのある人に対する交通安全教育

１　計画の実施方針及び重点

障がいのある人に対し、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、福祉施設や地域活動の場等を利用するなどして、障がいの状況に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　特別支援学校等における交通安全教育への支援

特別支援学校等において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

(2)　交通安全指導員に対する支援

一般財団法人日本福祉用具供給協会等の関係機関・団体と連携した講習会を実施するなど、電動車いす販売業等を通じた利用者やその家族に対する交通安全教育を促進する。

（福岡市市民局、各区）

特別支援学校等における交通安全教育の推進

地域社会の中で自立し、社会参加できるようにするために、歩行者及び自転車利用者として必要な技術や知識を習得させることを主眼とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚を図る。

（福岡県警察、福岡市総務企画局、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細　　目	ク　外国人に対する交通安全教育

１　計画の実施方針及び重点

外国人に対する交通安全教育として、我が国の交通ルール・マナー及び県内の交通情報に関する理解を深めるための施策を効果的に推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

外国人労働者を雇用している企業、留学生を受け入れている各種学校等と連携して、日常生活の中で利用頻度の高い自転車の乗り方や基本的な交通ルールを習得させるため、交通安全教育を推進する。特に、道路標識の意味など、日本国内の交通実態に即した適切な交通安全教育を推進する。

（福岡市総務企画局、福岡市市民局、各区）

(1)　市内在住の外国人向け広報紙やフリーペーパー等を活用し、自転車ルールの広報・啓発を行う。

(2)　外国語による交通安全に関するチラシを作成し、区役所等で配布する。

(3)　「自転車安全利用ＶＲ動画」（英語版）を活用し、留学生を対象とした出前講座を開催することで、外国人の自転車安全利用の意識向上を図る。

(4)　外国語のラジオ放送を用いて、外国人に対して自転車乗車マナーの広報・啓発を行う。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（２）効果的な交通安全教育の推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、受講者の年齢に応じた参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保及びシミュレーター等の教育機材の充実に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育を推進する。

（福岡市市民局、各区）

受講者の世代や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育を行うことができるように努める。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣、情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	ア　交通安全運動の推進

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

交通安全県民運動の重点に沿った警察活動を展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を展開する。

（福岡市市民局、各区）

交通安全思想の普及及び交通安全意識の高揚を図るため、福岡市及び各区の交通安全推進協議会を中心として、警察及び関係機関・団体、地域住民が一体となった交通安全運動を展開する。

また、交通安全広報啓発活動の拡充を図るため、市政だより等の広報媒体を活用し、より効果的な交通安全広報啓発に努める。

【重点取組事項】

・飲酒運転撲滅総合対策の推進
・こども・高齢者等の交通事故抑止対策の推進
・自転車その他の小型モビリティ対策の推進

２　計画の内容

（福岡県警察）

交通安全県民運動の重点に沿った交通指導取締り、交通安全教育等を強化するとともに、関係機関・団体と連携した交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を実施する。

（福岡市市民局、各区）

(1)　年間の交通安全運動

・春の交通安全運動　４月６日～　４月15日
・夏の交通安全運動　７月10日～　７月19日
・秋の交通安全運動　９月21日～　９月30日
・年末の交通安全運動　12月11日～　12月31日
・交通事故死ゼロを目指す日　４月10日、　９月30日

(2)　市民参加型の交通安全運動の主な取組

・高齢者交通安全教室の開催
・横断歩道マナーアップ運動
・セーフティステーション
・飲酒運転撲滅キャンペーン
・自転車安全利用講習会
・児童・生徒に対する交通安全指導

(3)　交通安全功労者表彰

交通事故防止活動を積極的に行い、功績のあった個人・団体を表彰することにより、交通事故に対する市民の意識を高め、市民の交通安全を保持する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	イ　横断歩行者の安全確保

１　計画の実施方針及び重点

運転者に対しては、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させ、歩行者に対しては、交通ルールの周知や自らの安全を守るための交通行動を促す等の対策を推進する。

２　計画の内容

(1)　運転者に対しては、横断歩道手前の減速義務や歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

(2)　歩行者に対しては、道路横断時の交通ルールを周知するとともに、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全確認をしてから横断するなどの自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	ウ　後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

１　計画の実施方針及び重点

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、四季の交通安全県民運動等の各種キャンペーン等と連動した広報啓発活動を実施する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

全座席のシートベルト着用、特に後部座席における着用の必要性･有効性を理解させるため、衝突実験等の映像による視覚的な交通安全教育、シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、あらゆる機会又は媒体を活用した広報啓発活動を推進する。また、旅客運送事業者等に対して乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、必要な指導を実施する。

（福岡市市民局、各区）

(1)　広報啓発活動の推進

四季の交通安全運動の重点目標として定め、街頭キャンペーンにおいてチラシ・啓発物の配布を行い、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の周知徹底を図る。

(2)　体験型交通安全教室の開催

体験型の交通安全教室において、シートベルトコンビンサーを活用して、シートベルト着用の普及活動を行う。

（福岡市市民局、福岡県警察）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	エ　チャイルドシートの正しい使用の徹底

１　計画の実施方針及び重点

チャイルドシートの必要性を理解させるため、衝突実験の映像や、シートベルトコンビンサー等を活用するとともに、正しいチャイルドシートの取付け方法、正しい着座姿勢についても認識させる。

２　計画の内容

幼児・児童の保護者等に対し、チャイルドシートの必要性を理解させるため、幼稚園、保育所、病院等と連携した効果的な広報啓発・指導に努め、チャイルドシートの正しい取付け方法及び着座姿勢の周知徹底を図る。

なお、６歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができないこどもへのチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

（福岡市市民局、福岡県警察）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	オ　反射材用品等の普及促進

１　計画の実施方針及び重点

高齢歩行者及び自転車の利用者等を対象とした、薄暮時から夜間の時間帯における交通事故防止に効果的な明るい色の服装及び反射材の着用促進を図る。

２　計画の内容

(1)　交通安全教育の推進

明るい色の服装及び反射材の視認効果の理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(2)　効果的な広報啓発活動

明るい色の服装及び反射材の普及促進に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢を対象とし、日常的な明るい色の服装の着用及び衣服、靴、鞄等の身の回り品へ反射材を取り付ける取組を推奨するとともに、各種広報媒体を通じて明るい色の服装及び反射材の効果について積極的な広報啓発活動を展開する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	カ　効果的な広報の実施

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

報道機関、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用した情報発信を行い、市民の交通安全に対する意識及び交通マナーの向上を図る。

（福岡市市長室、福岡市市民局、各区）

交通安全における広報啓発活動は、交通安全思想の普及を図るため極めて重要である。

このため、市政だより、ホームページなどの広報媒体を利用してタイムリーな広報を行う。

また、「交通安全は家庭から」を市民に浸透させるため、地域組織を活用した広報資料の配布を行う。

(1)　広報資料の作成及び広報活動

(2)　広報啓発体制の充実・強化

２　計画の内容

（福岡県警察）

報道機関、自治体、関係機関・団体等に対し、交通事故の発生状況、交通事故抑止に資する情報等をタイムリーに提供するとともに、ホームページ等を活用した情報発信を行い、市民の交通安全に対する意識の向上を図る。

（福岡市市長室、福岡市市民局、各区）

広報資料の作成及び広報活動

事業内容	事業量	備　考
市政だより	随　時	・交通安全意識の高揚・啓発 ・交通事故情報の提供 ・交通安全運動期間中における重要項目の周知 ・交通ルール順守の啓発 ・交通事故データの分析に基づいた広報啓発の実施
交通安全教室	870 回	
四季の交通安全運動	約160,000 枚	
迷惑駐車防止啓発	1,000 枚	
広告看板掲出	20 回	
広報車による広報活動	随　時	
ホームページへの掲載	随　時	

（福岡県警察、福岡市市民局）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（３）　交通安全に関する普及啓発活動の推進
細　　目	キ　その他の普及啓発活動の推進

1　計画の実施方針及び重点

(1)　市民に交通事故防止に必要な情報を提供し、交通安全意識の高揚を図る。

(2)　あらゆる年齢層に加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について啓発し、高齢者を保護する気運の醸成を図る。

2　計画の内容

(1)　市民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地図情報システム等を活用した総合的な交通事故分析を推進し、インターネット等を通じて交通事故多発地点等の交通事故に関する情報の提供に努める。また、自動車ユーザー、自動車運送事業者などに適時適切に情報提供することで、関係者の交通安全に関する意識を高める。

(2)　先進安全技術を備えた自動車について、販売事業者等と連携した広報啓発活動を行い、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進に努める。

(3)　高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢運転者標識の普及・活用を図り、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての広報啓発活動を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるように努めるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努める。

(4)　二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

(5)　特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知及び安全利用の推進

四季の交通安全県民運動における啓発など、県警察、関係機関等と連携し、特定小型原動機付自転車の交通ルールや安全利用についての周知に努める。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	4　交通安全思想の普及徹底
項　　目	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細　　目	

1　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

交通安全を目的とする民間団体に対しては、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する支援並びに交通安全に必要な資料の提供を充実させる。

また、各団体のリーダーによる交通安全活動が活発に展開されるように、団体相互間の連絡協調体制を強化するとともに、これらの団体の自主活動が真に効果的なものとなるよう助言を行うほか、積極的に資料を提供して、交通安全組織・団体の指導育成に努める。

（福岡市市民局、各区）

市民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全に関する自主的な諸活動をしている民間団体等に対し、支援・協力を行い、その活動を促進する。

2　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　自治体、関係機関・団体等に対する働き掛け

自治体、関係機関・団体等に対し、それぞれの立場に応じた交通安全活動が行われるよう、交通安全県民運動等の機会を利用して働き掛けを行う。

(2)　交通関係団体の指導育成

交通関係団体の指導育成に当たっては、交通安全に関する資料を積極的に提供し、各団体の自主積極的な交通安全活動を促進する。

（福岡市市民局、各区）

(1)　地域関係団体の組織化と育成

ア　福岡市交通安全推進協議会及び各区交通安全推進協議会と緊密な連携のもとに、各校区交通安全推進委員会等の自主的な活動を助長する。

イ　市内の各交通安全協会が行う事業について助成する。

（単位：千円）

事業内容	事業量	事業費
地区交通安全協会補助金	7協会	3,191

(2)　関係団体相互の連絡体制の強化

交通安全に関する自主的な活動を容易にするため、必要な資料の提供、指導助言を行い、積極的な参加体制の推進を図る。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	４　交通安全思想の普及徹底
項　　目	（５）地域における交通安全活動への参加・共働の推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要であるので、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

２　計画の内容

安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「安全安心マップ」の作成や、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みを構築するなどの交通安全活動を推進する。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	ア　運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

１　計画の実施方針及び重点

安全運転を実践できる運転者を育成するため、運転免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

２　計画の内容

(1)　自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、教習水準を高める。

(2)　取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	イ　運転者に対する再教育等の充実

１　計画の実施方針及び重点

交通事故を起こさない安全な交通行動がとれるよう交通ルールの遵守とマナーの向上を図るほか、安全運転に必要な知識及び技能の習得を目的とした運転者教育を実施する。特に危険予測・危険回避能力の向上を主眼とした効果的な教育内容の充実を図る。

２　計画の内容

(1)　更新時講習等の充実

更新時講習、高齢者講習、取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習において、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容及び講習方法の充実に努める。

(2)　自動車教習所の機能強化

自動車教習所に対し、再教育に必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	ウ　妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

１　計画の実施方針及び重点

安全運転意識や安全運転に必要な知識・技能を向上させるため、再教育の充実を図る。

２　計画の内容

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習において、受講者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質の向上を図るとともに、講習内容及び講習方法の充実に努める。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	エ　二輪車安全運転対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

二輪運転者の安全運転に必要な知識及び技能の向上を図るため、次の対策を推進する。

(1)　自動車教習所における教育の充実

(2)　参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

２　計画の内容

(1)　自動車教習所における教育の充実

自動車教習所における二輪車に係る教習、取得時講習（二輪車講習及び原付講習）等の実施機関に対して、立会検査による適時適切な指導監督を行うことにより講習水準の向上を図る。

また、運転免許取得者教育の認定制度の活用に対する積極的な支援等を行うなど、二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

(2)　参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

一般社団法人日本二輪車普及安全協会等の関係機関・団体と連携し、職業運転者等を対象として、二輪車の実走等による安全運転への知識・技能の習得に向けた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

（福岡県警察、福岡市市民局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	オ　高齢運転者対策の充実

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

加齢に伴う身体機能の変化が運転者としての交通行動に及ぼす影響並びに運転者側から見た歩行者及び自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて継続的な安全運転ができるよう、実技指導及び交通ルールの理解とマナーの向上に向けた交通安全教育を推進する。

（福岡市市民局）

高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が交通事故を起こさないようにするための教育や啓発等の取組を推進する。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　安全な運転を促す交通安全教育の推進

高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、継続的な安全運転が行えるよう指定自動車学校等と連携したドライビングスクール、危険予測トレーニングを取り入れた交通安全講習などの参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

(2)　補償運転の促進

各種交通安全教育を通じて、補償運転（危険を避けるため、個々の運転能力に応じて運転する時、場所等を選択し、心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採ることをいう。）を促進するなど、個々の能力や特性に応じたきめ細かな指導を推進する。

(3)　安全運転サポート車の普及啓発

運転技能の低下を補い、安全運転に資するため、関係機関・団体等と連携の上、安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援システムを搭載した自動車をいう。）の普及啓発を図る。

また、普及啓発活動の機会において、高齢運転者の交通事故の特徴を周知し、先進安全技術の限界、使用上の注意等に対する理解の促進を図る。

(4)　高齢運転者標識の更なる普及定着

高齢運転者標識は、高齢運転者自身に慎重な運転を促すほか、他の車両の運転者に対する注意を喚起することによって交通事故を防止しようとするものであることを周知し、その普及定着を図る。

(5)　高齢運転者に対する教育の充実

75歳以上の運転者に対する認知機能検査及び運転技能検査の適切な運用を図るとともに、これらの検査に対する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配意した対応に努める。

高齢者講習については、視力や視野を含む身体機能の変化について自覚させるため、運転適性検査器材による指導等を推進するとともに、実車指導において、個々の能力や特性に応じた、きめ細やかな指導を行う。

また、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査について、各地域の対象者数の将来予測等の情報を実施機関と共有し、円滑な実施のための取組を計画的に推進する。

(6)　臨時適性検査等の円滑な運用及び安全運転相談に対する適切な対応

認知機能検査等により、認知症の疑いがある高齢運転者を把握した場合は、的確に臨時適性検査等を行うとともに、高齢運転者やその家族等からの安全運転相談に対して適切に対応する。

(7)　申請による運転免許取消し及び運転経歴証明書の制度に係る広報啓発の推進

あらゆる機会又は広報媒体を活用し、申請による運転免許取消し及び運転経歴証明書の制度に係る広報啓発に努めるとともに、運転免許証の自主返納を検討している高齢者、その家族等に対して、自治体等が行っている移動手段等に係る支援サービスの窓口、保健・福祉などの生活支援に係る相談を受け付ける地域包括支援センター等の窓口の教示を行う。

(8)　高齢運転者の交通事故防止に向けた更なる対策の周知

道路交通法の一部改正に伴う高齢運転者に対する運転技能検査制度や、申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度について、あらゆる機会を利用し周知を図る。

(福岡市市民局)

高齢運転者安全運転講習会の実施

高齢者自身に年齢を重ねることに伴って身体機能や判断能力が低下することを理解した安全運転を促し、また、家族を始めとする他の世代の方には高齢者の特性に配慮した思いやりのある運転に努めていただくことを目的とした講習会を開催する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	カ　シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

１　計画の実施方針及び重点

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用、チャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の一層の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、各種講習、交通安全活動、街頭での指導取締り等のあらゆる機会を通じて着用の習慣付けを図る。

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　広報啓発活動の推進

後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を推進し、着用効果、正しい着用方法について周知徹底を図る。

(2)　交通安全教育の推進

ア　各種講習会等における着用指導

安全運転管理者講習や地域、職域における各種講習会等において、衝突実験等の映像を活用したシートベルト着用の被害軽減効果を理解させる着用指導を実施する。

イ　事業所に対する着用指導

(ｱ)　タクシー事業者等に対する指導を実施し、事業所ぐるみのシートベルトの正しい着用を推進する。

(ｲ)　安全運転管理者等による従業員及びその家族に対する自主的な指導を促進する。

ウ　交通指導取締り

全ての座席のシートベルト着用促進に向けた効果的な交通指導取締りを推進する。

（福岡市市民局、各区）

(1)　広報啓発活動の推進

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、四季の交通安全運動の重点とするほか、市政だより等の広報誌等の広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(2)　交通安全講習会の実施

各区で行う高齢者を対象とした講習会において、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の周知徹底を図る。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	キ　自動車安全運転センター安全運転中央研究所の活用促進

１　計画の実施方針及び重点

安全運転指導者、職業運転者等に対し、各種の訓練施設を利用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」の利用促進を働き掛ける。

２　計画の内容

安全運転管理者講習等を通じて、市町村を始めとする関係機関・団体に対し、同施設の利用を働き掛ける。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	ク　自動車運転代行業の指導育成等

１　計画の実施方針及び重点

(1)　自動車運転代行業の健全化対策

自動車運転代行業について「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号、以下「代行業法」という。）」に基づき、営業所への立入り等、事業者に対する指導監督を徹底するとともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

(2)　自動車運転代行業者の違法行為に対する取締り等

自動車運転代行業者による名義貸し、損害賠償措置義務違反、従業員による違法駐停車、白タク行為、認定を受けずに自動車運転代行業を営む者による無認定営業等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

また、行政処分を実施した際は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程」（平成25年福岡県公安委員会規程第1号）に基づき、被処分者を県警のホームページにおいて公表する。

(3)　「飲酒運転撲滅条例」の周知

飲酒運転撲滅条例に係る自動車運転代行業者の責務について、その周知を図る。

２　計画の内容

(1)　自動車運転代行業者の営業所への立入り

ア　市内の自動車運転代行業営業所に対する立入検査を実施し、業務の適正な運営及び従業員に対する安全運転管理を確保するための指導に努める。

イ　県の担当課（企画・地域復興部交通政策課）と連携を強化し、合同立入りの実施に努める。

ウ　重大事故及び悪質な違反を引き起こした営業所に対する立入検査を行う。

(2)　違法行為の厳正な取締りの実施

ア　名義貸し、損害賠償措置義務違反、白タク行為、無認定営業等の悪質性の高い対象事犯の取締りを強化する。

イ　道路交通法令違反については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命容認事件を念頭においた捜査を実施し、自動車運転代行業者の責任追及を的確に行う。

(3)　飲酒運転撲滅条例の周知徹底等

立入検査等の機会を捉え、飲酒運転撲滅条例に基づく自動車運転代行業の責務（通報義務等）についての周知を図る。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	5　安全運転の確保
項　　目	（1）運転者教育等の充実
細　　目	ケ　自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

1　計画の実施方針及び重点

認定団体による適性診断の充実化を促進し、安全運転の確保を図るため、次の事項を推進する。

(1)　診断業務の充実化を図るため、新診断手法、交通環境適応テスト等、研究開発を促進する。

(2)　運転者に対する適性診断の受診について、広報活動等により推進する。

(3)　運転者の安全運転教育等における適性診断結果の活用について指導する。

2　計画の内容

運転者適性診断

認定団体が実施する事業用自動車等の運転者に対する定期的診断及び特定診断（初任、高齢、事故惹起等）の受診を指導する。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（１）運転者教育等の充実
細　　目	コ　危険な運転者の早期排除

１　計画の実施方針及び重点

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分等を迅速かつ的確に実施する。

(1)　迅速かつ的確な行政処分の執行

(2)　臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施

２　計画の内容

(1)　迅速かつ的確な行政処分の執行

仮停止を始めとする行政処分を迅速かつ的確に実施するとともに、長期未執行者の解消を図る。

(2)　臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施

認知症、アルコール依存症等、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者に対し、臨時適性検査等を迅速かつ的確に実施する。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（２）運転免許業務の改善
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

運転免許業務運営の合理化を図るため、運転者管理業務システムの充実、その他電算システム等の改善・開発等を行う。

また、市民の立場に立った運転免許業務を行うため、講習施設、設備等の整備充実を図る。

２　計画の内容

(1)　運転者管理業務システムの円滑かつ的確な運用

電算機器の整備充実を推進し、運転者管理業務システムの円滑かつ的確な運用による業務の合理化を図る。

(2)　電算システムの改善・開発の推進

運転者の利便性の向上、免許事務の合理化・迅速化及び悪質・危険運転者の早期排除を図るための電算システムの改善・開発を推進する。

(3)　講習施設等の整備

運転者教育の場として必要な施設環境を確保するため、運転免許試験場等について計画的な施設及び資機材の整備を推進する。

(4)　安全運転相談の充実

運転者、その家族等からの安全運転相談に適切に対応するため、相談体制の整備を図るなど、安全運転相談のより一層の充実に努める。

（福岡県警察）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（３）安全運転管理の推進
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

(1)　安全運転管理者等の資質の向上と安全運転管理の強化

(2)　事業所における自主交通安全活動の促進

２　計画の内容

(1)　安全運転管理者等の資質の向上と安全運転管理の強化

ア　安全運転管理者等の法定講習については、視聴覚教養、事例発表、事例検討会等を盛り込むなど、内容の充実を図る。

イ　安全運転管理者等には、安全管理業務を強力かつ効果的に遂行し得る職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう指導する。

ウ　法定講習未受講事業所に対しては、報告要求、事業所訪問、警察署への招致等により受講指導を行う。

エ　未選任事業所の発見と早期選任、届出の指導を強化する。

オ　適切な安全教育が行われるよう指導するとともに、安全運転管理者等の知識及び管理能力の向上を図るため、交通事故の発生状況、安全運転管理者に必要な知識等に関する情報提供を行う。

(2)　事業所における自主交通安全活動の促進

ア　四季の交通安全県民運動等への積極的な参加を促すなど、事業所における自主的な交通安全活動を促進する。

イ　年末年始の「交通事故防止コンクール」等において、交通安全活動が優秀な事業所に対する表彰を実施する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	ア　運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

１　計画の実施方針及び重点

貸切バス事業者に対し運輸安全マネジメント評価を行い、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を確認する。

２　計画の内容

保有車両数50両未満の貸切バス事業者に対し、運輸安全マネジメント評価を実施する。

(1)　実施時期

令和７年５月～令和８年３月

(2)　実施予定事業者数

２事業者

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	イ　抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

１　計画の実施方針及び重点

自動車運送事業の安全を確保するため、認定団体の行う運行管理者等に対する指導講習の機会を捉え、飲酒運転の防止及び危険ドラッグ等の使用禁止について指導を行う。

２　計画の内容

運行管理者特別講習

重大事故を惹起した営業所の運行管理者及び輸送の安全確保に係るものに違反をして処分を受けた営業所の運行管理者のうち、当該事故又は当該行政処分について、統括運行管理者及び責任がある運行管理者に対し、事故対策機構が開催する運行管理者特別講習を受講させる。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	ウ　ＩＣＴ・自動運転等新技術の普及推進

１　計画の実施方針及び重点

事業者による事故防止の取組みを推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のＡＳＶ装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、自動車や車載機器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指す。

さらに、運行管理に利用可能なＩＣＴ技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、普及を促進する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	エ　超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

１　計画の実施方針及び重点

事業用自動車の運転者の高齢化及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組みを実施する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	オ　業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

１　計画の実施方針及び重点

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組みを現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

さらに、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故防止を図るためフォローアップを行いながら対策を推進する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	カ　事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

１　計画の実施方針及び重点

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組みを促進する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（４）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	キ　運転者の健康起因事故防止対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	5　安全運転の確保
項　　目	（4）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	ク　自動運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

1　計画の実施方針及び重点

(1)　自動車運送事業者の事業所に立ち入り、運行管理について指導を行う。

(2)　空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を行い、指導を行う。

(3)　貨物自動車運送適正化事業実施機関との協議を踏まえ指導を行う。

2　計画の内容

(1)　重大事故、悪質な違反を引き起こした事業所及び覚醒剤等薬物服用・使用・無免許運転等の事業所等を重点に監査を行うほか、その他の事業者についても交通安全運動期間等機会あるごとに随時指導を行う。

(2)　街頭監査によりバス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、指導を行うことにより運行の安全性確保に努める。

(3)　適正化事業実施機関との会議等を通して、運行管理業務の適正化を推進するとともに、自主研修会の開催等を支援する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	5　安全運転の確保
項　　目	（4）事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
細　　目	ケ　貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

1　計画の実施方針及び重点

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進する。

また、市及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

（福岡中央労働基準監督署）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（５）交通労働災害の防止等
細　　目	ア　交通労働災害の防止 イ　運転者の労働条件の適正化等

１　計画の実施方針及び重点

(1)　交通労働災害の防止

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

(2)　運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第７号、改正令和４年厚生労働省告示第367号）の履行を確保するための指導を実施する。

２　計画の内容

(1)　交通事故多発事業場等に対する臨検監督の実施

(2)　業者団体等に対する集団指導

(3)　関係行政機関との相互通報の実施

（九州産業保安監督部）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（６）道路交通に関連する情報の充実
細　　目	ア　危険物輸送に関する情報提供の充実等

１　計画の実施方針及び重点

高圧ガスの輸送について

高圧ガスを車両により移動する場合、高圧ガス保安法により積載方法及び移動方法等の移動基準を定めている。輸送業者に対して、同法の移動基準の遵守を求めており、その普及啓発に努める。

２　計画の内容

令和６年度高圧ガス保安活動促進週間を実施し、市内における高圧ガス移動時の保安の確保の促進に努める。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（６）道路交通に関連する情報の充実
細　　目	イ　国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策

１　計画の実施方針及び重点

国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、地方連絡会議や関係業界を通じて、関係者への周知徹底を図る。

種　　目	５　安全運転の確保
項　　目	（６）道路交通に関連する情報の充実
細　　目	ウ　気象情報等の充実

１　計画の実施方針及び重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴの活用等に留意し、主に次のことを行う。

２　計画の内容

(1)　気象観測予報体制、地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

ア　気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

イ　地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(ｱ)　緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(ｲ)　津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(ｳ)　火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

(2)　情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア　気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ　緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

エ　噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3)　気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

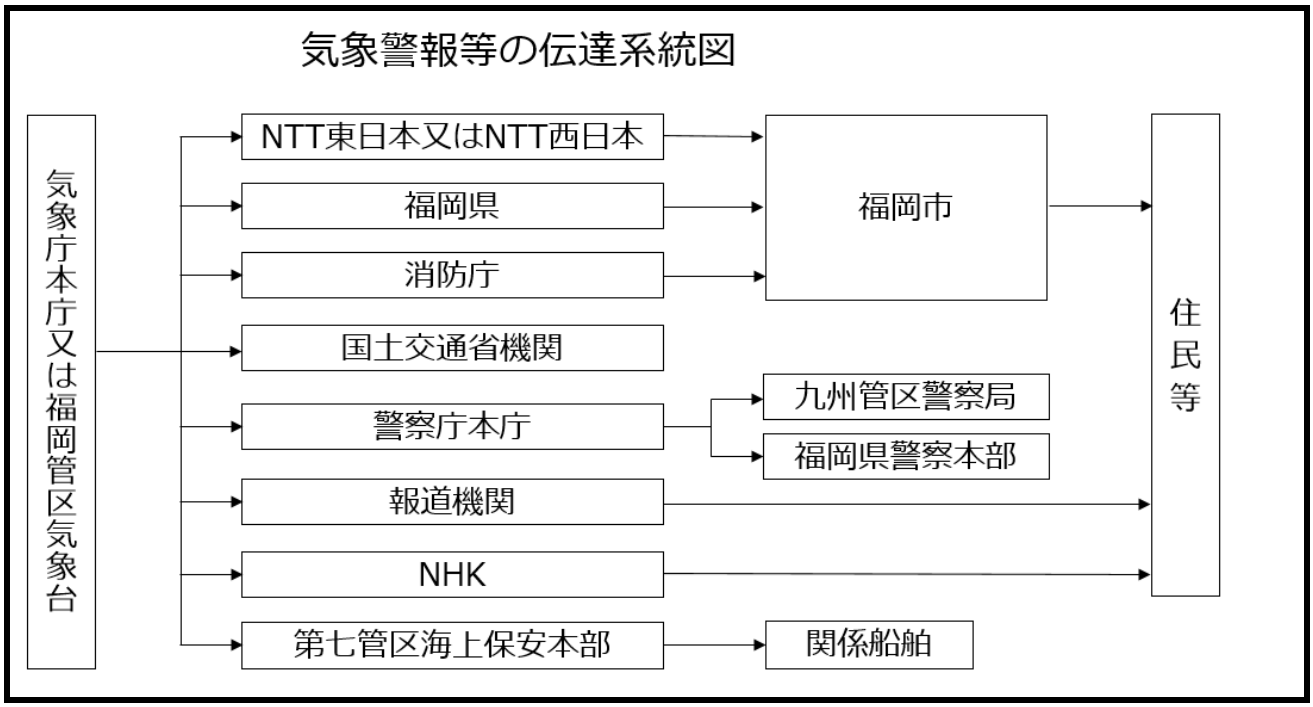

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	６　車両の安全性の確保
項　　目	（１）先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進等
細　　目	ア　先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進

１　計画の実施方針及び重点

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ＡＳＶ）について、車両の普及の促進を一層進める。

安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組みを推進する。

（福岡市市民局、各区）

種　　目	６　車両の安全性の確保
項　　目	（１）先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及の促進等
細　　目	イ　高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進

１　計画の実施方針及び重点

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等を推進する。

２　計画の内容

高齢運転者講習会等を開催し、安全運転サポート車についての広報を行う。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	６　車両の安全性の確保
項　　目	（２）自動車アセスメント情報の提供等
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を提供する。また、先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の市民の理解促進を図る。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。

また、チャイルドシートについても、i-Size対応のチャイルドシートの普及啓発を行うほか、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、産婦人科や母子健康手帳等を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	６　車両の安全性の確保
項　　目	（３）自動車の検査及び点検整備の充実
細　　目	ア　自動車検査の充実

１　計画の実施方針及び重点

自動車検査の円滑かつ適正な実施を行うため、次の事項を推進する。

(1)　指定自動車整備事業制度の活用とその検査体制の充実を図る。

ア　指定自動車整備工場に対し、立入監査を行い検査業務の適正な執行について指導を行う。

イ　自動車検査員に対し、法令、検査技術について研修を行いその能力の維持向上を図る。

(2)　自動車検査場の設備の充実により、正確で効率のよい検査を実施する。

２　計画の内容

(1)　指定自動車整備工場立入監査

1,078工場に対して１工場年１回の立入監査を行う。

(2)　自動車検査員研修

ア　実施時期　　令和８年１月～２月

イ　実施回数　　26回

ウ　研修予定人員　　3,800名程度

種　　目	６　車両の安全性の確保
項　　目	（３）自動車の検査及び点検整備の充実
細　　目	イ　自動車点検整備の充実

１　計画の実施方針及び重点

整備不良車両の運行を防止するため定期点検整備の励行に関して次の事項を推進する。

(1)　街頭検査並びに運送事業者立入監査の際に指導を行う。

(2)　不正改造車を排除する運動を実施する。

(3)　自動車点検整備推進運動を実施する。

(4)　自動車分解整備事業者及び運送事業者並びに整備管理者の選任を必要とする自家用自動車の使用者に対する指導監督の強化。

(5)　一般の自動車使用者に対する指導の充実。

(6)　法定点検整備の励行についての広報活動の推進を行うとともに、ユーザー行政の実効性を期するため関係団体との積極的な協力体制を推進する。

２　計画の内容

(1)　街頭検査並びに立入監査

春、秋の交通安全運動期間並びに年末年始輸送の安全総点検期間を重点的に実施する。

また、運送事業者の立入監査等も交通安全運動期間中を重点に、その他必要に応じ随時実施する。

(2)　不正改造車を排除する運動

令和７年６月１日から６月３０日までの１か月間（強化月間）実施する。

(3)　自動車点検整備推進運動

例年９月、１０月の２か月間を強化期間として実施する。

(4)　研修会等を利用し的確な点検整備の実施を徹底させる。

・整備管理者研修

実施時期　　令和７年７月～令和８年３月

実施回数　　７回

研修予定人員　　2,500名

(5)　自動車使用者に対する指導

ア　一般の自動車使用者に対しては、運輸支局窓口に「自動車の点検及び整備に関する手引き」を備え閲覧に供するとともに確実な実施について指導を行う。

イ　自動車整備工場においては、定期点検整備を実施した自動車には点検実施済みステッカーを前面ガラスに貼付させるとともに、次回点検時期を使用者に周知させる。

ウ　暴走族車両（不正改造車）に対しては、整備命令書を交付するとともに、「不正改造車」のステッカーを貼付し、道路運送車両の保安基準（昭和26年７月28日付、運輸省令第67号）に適合させるよう強力に指導する。

(6)　広報活動等の推進

法定点検整備の励行についての広報活動の推進を図るため、ポスター等によるＰＲを引き続き行うとともに、ユーザー行政の実効性を期するため、自動車整備振興会主催のマイカー点検教室の支援など関係団体との積極的な協力体制を推進する。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	６　車両の安全性の確保
項　　目	（４）リコール制度の充実・強化
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われている。自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

（福岡県警察）

種　　目	７　道路交通秩序の維持
項　　目	（１）交通指導取締りの強化等
細　　目	ア　一般道路における効果的な指導取締りの強化等 イ　高規格幹線道路等における指導取締りの強化等

１　計画の実施方針及び重点

交通事故から市民を守り、安全で円滑な交通社会の実現を目的として、悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点指向した交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

２　計画の内容

(1)　重点指向した交通指導取締りの推進

ア　交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故に直結しやすい悪質性・危険性の高い飲酒運転、妨害運転、横断歩行者等妨害等、速度超過、交差点関連違反等の取締りを推進する。

イ　可搬式速度違反自動取締装置の活用による取締りの推進

可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活用し、取締りスペースの確保が困難な「ゾーン３０」を含めた生活道路等における速度違反取締りを推進する。

ウ　県民の要望を踏まえた交通指導取締りの推進

交通の円滑な通行を阻害する迷惑性の高い駐（停）車違反を始め、高速自動車国道等における悪質・危険な車間距離不保持等の取締りを推進する。

(2)　白バイ・パトカーによる街頭監視活動の推進

白バイ・パトカーの機動警らなど、交通街頭監視活動を推進する。

(3)　交通立番等街頭活動の強化

交通事故多発交差点や通学路等における交通事故多発時間帯の立番、高齢歩行者等に対する保護誘導活動を実施する。

(4)　使用者責任の追及

事業活動に関してなされた過積載や過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ公安委員会による指示処分や自動車の使用制限命令等を行い、違反の防止を図る。

なお、事業用自動車の運転者が、当該業務に関して酒気帯び運転等の悪質な違反を行った場合は、運輸支局長及び車両の使用者に対する通知を徹底し、事業用自動車による交通事故の一層の抑止を図る。

（福岡県警察）

種　　目	７　道路交通秩序の維持
項　　目	（２）交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
細　　目	ア　危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ　交通事故事件等の捜査力の強化 ウ　交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

１　計画の実施方針及び重点

捜査員の捜査能力の一層の向上及び捜査体制の充実に努め、死亡事故やひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件や交通保険金詐欺事件等悪質な交通特殊事件において、適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

２　計画の内容

(1)　死亡事故、ひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件に対する組織的な捜査の推進

死亡事故、ひき逃げ事故等の重大特異交通事故事件の発生に際しては、迅速な初動捜査を実施するとともに、捜査員を早期に投入し、迅速・的確な現場採証・検索活動を推進するなど、組織的な捜査を推進し、被疑者の検挙と事故原因の徹底究明を図る。

(2)　危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

飲酒運転等、悪質で危険な運転による人身事故に対しては、危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。

(3)　交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

(4)　交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

交通事故現場を三次元で再現する３Ｄレーザースキャナを始めとした装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

(5)　交通特殊事件の捜査強化

白タク事件、自動車等の使用者による過積載運転の下命・容認事件、偽装交通事故を手段とする交通保険金詐欺事件及び自動車の不正登録・不正車検事件等については、組織的な情報収集及び管理体制を確立し、重点指向した捜査を強化する。

（福岡県警察、福岡市市民局、各区、福岡市教育委員会）

種　　目	７　道路交通秩序の維持
項　　目	（３）暴走族等対策の推進
細　　目	ア　暴走族追放気運の高揚及び青少年の健全育成を図る施策の推進 イ　暴走行為阻止のための環境整備 ウ　暴走族等に対する指導取締りの推進 エ　暴走族関係事犯者の再犯防止 オ　車両の不正改造の防止

１　計画の実施方針及び重点

（福岡県警察）

暴走族及び違法行為を敢行する旧車會（以下「暴走族等」という。）対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族等追放気運の高揚等に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、暴走族等に対する取締りを強化する。

（福岡市市民局、福岡市教育委員会、各区）

(1)　暴走行為による交通事故の発生を防止するため、家庭、学校、職場、地域等に対して暴走族追放の気運を盛り上げる広報活動を積極的に行うとともに、青少年に対する適切な指導の実施等を促進する。

(2)　「暴走族追放三ない運動」を徹底させる。

「暴走をしない、させない、見にいかない」

２　計画の内容

（福岡県警察）

(1)　暴走族等追放気運の高揚及び学校における青少年の指導の充実

ア　暴走族等追放気運の高揚

報道機関等に対する資料提供のほか、ＳＮＳ、各種イベント等あらゆる媒体や機会を通じて、暴走族等の悪質性、危険性等の情報をタイムリーに発信する。

イ　学校における青少年の指導の充実

学校において、「暴走族等加入阻止教室」を開催するなど、青少年に対する指導等を促進する。

(2)　暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを促進する。

(3)　暴走族等に対する指導取締りの推進

ア　暴走族等取締り装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音爆走行為、その他悪質事犯に対しては、道路交通法（共同危険行為等の禁止違反）違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底する。

イ　暴走族等に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係県警察間で共有するとともに、騒音関係違反、不正改造等の取締りを推進する。

また、押収した不正改造車両については、可能な限り福岡運輸支局による整備命令の発令を要請し、積極的な車両の改善を図る。

ウ　「不正改造車を排除する運動」等を通じ、不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等を押収するなど暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

(4)　道路交通からの早期排除を推進

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施し、道路交通からの早期排除を推進する。

(5)　暴走族等関係事犯者の再犯防止

暴走族等に対する個別面接を積極的に実施して、暴走族等からの離脱に向けた助言や指導を強力に推進し、暴走族等関連事犯者の再発防止に努める。

また、暴力団との交流実態、金品の流れ等の解明に努め、暴力団からの離脱を指導・支援する。

(6)　車両の不正改造の防止

車両の購入先や改造場所等に関する捜査を徹底し、不正改造に関与した者や業者に対する道路運送車両法に基づく不正改造等の禁止違反の適用等を図る。

(福岡市市民局、福岡市教育委員会、各区)

(1)　６月の「不正改造車を排除する運動」を中心に、ポスターその他広報媒体を活用した広報活動を行う。

警察を始め、関係団体との緊密な連携を強化する。

ア　警察との連携強化

福岡市暴走族対策連絡会議を開催し、警察との連携を強化

イ　地域ぐるみの暴走族等追放気運の盛り上げ

(ｱ)　暴走族追放三ない運動の推進

(ｲ)　校区による暴走族追放連絡協議会の設置及び活動に対する支援

ウ　通報体制の確立

暴走行為が頻発する沿道住民や、暴走族たまり場地域住民、警察への通報協力の要請

エ　ポスター等による追放運動の周知徹底

(ｱ)　街頭キャンペーンの実施

(ｲ)　ポスター等を作成し、学校・関係団体に配布

(2)　学校長及び生徒指導担当者等に対して、連絡会を実施するほか、暴走族等の実態や対応について情報交換を行い、更に交通安全及び交通ルール遵守意識の向上等の指導をする。

暴走族追放推進協議会等の設置校区

設置年月日	協 議 会 等 の 名 称	校 区 名
H 8.10.31	暴走族をみんなでなくそう七隈校区推進委員会 金山校区暴走族追放推進委員会	七隈、金山
H 9. 2.14	暴走族を追放する福浜校区連絡会	福浜
H 9. 7.20	暴走族をなくそう田隈中学校区推進協議会	野芥、田村、田隈
H10.12.19	暴走族をなくそう城香地区（香椎・城浜校区）推進協議会	香椎浜、城浜
H11.12. 4	馬出校区暴走族追放推進協議会	馬出
H12. 2. 4	三宅中学校区暴走族追放推進協議会	野多目、三宅
H12. 2.24	老司中学校区暴走族追放推進協議会	老司
H14. 4.25	西区西部地区暴走族根絶非行防止推進協議会	今宿、周船寺、元岡、玄洋、今津、北崎

（福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（１）救助・救急体制の整備
細　　目	ア　救助・救急体制の充実

１　計画の実施方針及び重点

交通事故による負傷者を迅速に救護するため、救助工作車、消防ヘリコプター等を活用した救助・救急体制を確立する。

２　計画の内容

(1)　救助資機材の整備

救助資機材の更新整備等を実施する。

(2)　連携訓練の実施

消防ヘリコプターを活用した救助・救急訓練を実施する。

（福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（１）救助・救急体制の整備
細　　目	イ　多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実

１　計画の実施方針及び重点

多数の負傷者が発生した災害に対処するため、情報連絡体制の充実、救出救護訓練の実施、事故現場への医師・看護師等の出動体制の充実及び医療機関情報収集機能の強化を図る。

２　計画の内容

(1)　救出・救護訓練

多数傷病者災害に対する救出・救護訓練を実施し、事故発生時に備える。

(2)　医療機関情報

医療機関と連携をとり、事故の際の迅速な情報伝達体制を構築する。

(3)　連絡体制の充実

消防指令管制情報システムを中心とした通信機器等の充実強化を図り、事故の際の迅速な消防通信体制を構築する。

（福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（１）救助・救急体制の整備
細　　目	ウ　自動体外式除細動器の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

１　計画の実施方針及び重点

交通事故から尊い生命を守り、被害を最小限に止めるためには、事故現場でバイスタンダー（現場に居合わせた人）による負傷者への適切な応急手当の実施など、市民の協力が不可欠であるため、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用を含めた市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に推進する。

また、ボランティアの応急手当市民サポーターと共働で救命講習等の指導を行うとともに、インターネットを活用した「応急手当ＷＥＢ講習」も活用し、さらなる応急手当の普及啓発を推進する。

２　計画の内容

(1)　講習会の実施

消防本部、各消防署及び福岡市民防災センターにおいて、年間を通じて心肺蘇生法等に関する各種講習会を行い、市民による応急手当の普及啓発を推進する。

(2)　広報活動の推進

パンフレット、チラシ、機関紙のほか、市の広報媒体を活用して、応急手当の普及啓発を行う。

（福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（１）救助・救急体制の整備
細　　目	エ　救急救命士の養成の推進・救急救命処置実施体制の整備

１　計画の実施方針及び重点

負傷者の救命率の向上を図るために、高度な救急救命処置を行うことができる救急救命士を養成し、現場や搬送途上における救急救命処置が実施できる体制の充実を図る。

２　計画の内容

(1)　救急救命士の養成

救急振興財団等が行う救急救命士研修所に救急隊員を派遣し、資格を取得させ、各署の救急隊への配置を拡充する。

(2)　救急救命士の教育体制の整備

気管挿管、薬剤投与及び心肺停止前の重度傷病者に対する処置等、高度化する救急救命処置に関する教育や病院実習等の実施体制を整備する。

（福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（１）救助・救急体制の整備
細　　目	オ　救急用資機材の整備の充実 カ　消防ヘリコプターによる救急業務の推進

１　計画の実施方針及び重点

高規格救急自動車・高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに消防ヘリコプターによる救急業務を推進する。

２　計画の内容

(1)　高規格救急自動車の整備

救急現場及び搬送途上での救命率向上のために、高度な救命用資機材を積載した高規格救急自動車の更新を行い機能の強化を図る。

(2)　高度な救命処置用資機材

ＣＰＡ（心肺停止状態）等の重篤な患者を救命するために、高度救命処置用資機材を整備し救命効果の向上を図る。

(3)　警防隊等への救命処置用資機材（ＡＥＤ等）の整備

ＣＰＡ（心肺停止状態）事案等の際に救急隊と警防隊等を同時に出動させ、警防隊等が先着時に救命処置（ＡＥＤを含む）を行い救命効果の向上を図る。

(4)　救急業務における消防ヘリコプターの積極的活用

（福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（１）救助・救急体制の整備
細　　目	キ　救助・救急隊員教育訓練の充実

１　計画の実施方針及び重点

複雑多様化する救助・救急事案に対処するため、救急隊員及び救助隊員には、高度な知識と技術が要求されている。

このため、消防学校、医療機関などにおいて、訓練、教育等を実施し隊員の資質の向上を図る。

２　計画の内容

(1)　救急隊員の技術向上

救急隊員の年間教育訓練計画に基づく外来講師による教育、医学会への参加、病院実習及び消防学校における救急教育を実施する。

(2)　救助隊員の技術向上

救助隊員の年間教育訓練計画に基づき救出救助訓練を実施する他、消防学校において救助科教育を実施する。

（福岡市保健医療局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（２）救急医療体制の整備
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

頻発する交通事故から市民の生命と健康を守るため、救急医療の有機的な活動体制を確立するとともに、救急医療従事者の専門技術の向上を図ることを目的として関係機関・団体に対し助成を行う。

２　計画の内容

（単位：千円）

事　業　内　容	事　業　費
福岡市救急病院協会事業補助	10,330

（福岡市保健医療局、福岡市消防局）

種　　目	８　救助・救急活動の充実
項　　目	（３）救急関係機関の協力関係の確保等
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

救急医療施設への迅速・円滑な受入れを確保するため、救急医療機関及び消防機関等における緊密な連携・協力関係を確立する。

２　計画の内容

(1)　医師会及び救急病院協会との連携を密にし、体制強化を図る。

(2)　メディカルコントロール体制の推進

救急活動の事後検証、救急救命士が行う特定行為に対する医師からの指示体制、救急隊の活動に対する指導、助言及び救急隊員再教育の充実を図る。

（九州運輸局福岡運輸支局）

種　　目	９　被害者支援の充実と推進
項　　目	（１）自動車損害賠償保障制度の周知等
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

被害者救済の充実を図るため、次の事項を推進する。

(1)　車両の損害賠償責任保険（損害賠償責任共済）の無保険運行を防止するため街頭取締り及び自賠責制度ＰＲを実施する。

(2)　無保険（無共済）車指導員制度（平成22年３月26日付け国土交通省通達）に基づき指導員を委嘱し、無保険（無共済）車の監視並びに保険加入の指導を行う。

２　計画の内容

(1)　全国交通安全運動期間及び年末年始輸送の安全総点検期間中を重点的に実施する。

(2)　自賠責制度ＰＲを令和７年９月１日から９月30日の１か月にかけて実施する。

(3)　無保険（無共済）車の監視

指導員による監視並びに指導を計画的に実施する。

（福岡市市長室）

種　　目	９　被害者支援の充実と推進
項　　目	（２）損害賠償の請求についての援助等
細　　目	ア　交通事故相談活動の推進

１　計画の実施方針及び重点

相談活動の周知を図るとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応するため、基本的な考え方や一般的な留意事項の教示にとどまることなく、交通事故被害者等の心情に配慮したうえで、相談を受けるべく、相談員の研修を実施してその資質の向上を図る。

２　計画の内容

事業内容		事業量	事業費
交通事故相談所の運営		300件	—
研修		2回	
広報	相談窓口ガイド	1.500部	
	ふくおか市　生活ガイド	25,000部	
	市ホームページ	常時	

（福岡県警察）

種　　目	9　被害者支援の充実と推進
項　　目	（2）損害賠償の請求についての援助等
細　　目	イ　損害賠償請求の援助活動等の強化

1　計画の実施方針及び重点

交通事故被害者等に対する救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

（福岡市福祉局）

種　　目	9　被害者支援の充実と推進
項　　目	（3）交通事故被害者支援の充実強化
細　　目	ア　自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

1　計画の実施方針及び重点

交通遺児及びその家族の救済、福利厚生の援助を図ることを目的とした活動を継続的に行っている団体に対し、活動経費の一部を助成する。

2　計画の内容

（単位：千円）

事　業　内　容	事　業　費
交通遺児等援護事業補助金	450

（福岡県警察）

種　　目	9　被害者支援の充実と推進
項　　目	（3）交通事故被害者支援の充実強化
細　　目	イ　交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

1　計画の実施方針及び重点

交通事故による被害者等に対しては、事故の概要等の情報提供など、捜査過程における二次的被害の防止等を図りつつ、被害者等の心情に配慮した適切かつ効果的な被害者支援を推進する。

2　計画の内容

(1)　被害者支援活動の実施

交通死亡事故、ひき逃げ事故等の被害者やその遺族等に対しては、事故の概要、被疑者検挙状況等について、被害者等の心情やニーズに応じた適切かつ確実な被害者支援活動を実施する。

(2)　「被害者の手引き」の活用

被害者連絡活動を実施する際は、「被害者の手引き」を配布し、被害者支援の具体的内容を教示する。

（福岡県警察）

種　　目	10　道路交通事故要因の総合的な調査分析の推進
項　　目	
細　　目	

1　計画の実施方針及び重点

交通事故抑止に資するため、交通事故の諸要因を総合的に分析し、その結果を各種対策に活用するほか、市民に対する積極的な情報発信を行う。

2　計画の内容

(1)　交通死亡事故等現場調査及び分析

交通死亡事故等現場調査を早期に実施し、事故要因の分析及び多角的な再発防止策の検討を行う。

(2)　交通事故総合システムを活用した総合的な交通事故の分析

ア　交通事故データの迅速かつ正確な収集・分析を行い、交通事故の発生傾向等を把握する。

イ　地図情報システム等を活用し、総合的な交通事故分析を行う。

(3)　各種広報媒体を活用した交通事故統計分析情報の発信

ホームページコンテンツ等の充実強化を図りつつ、迅速かつ効果的な情報発信に努める。

(4)　関係機関団体等に対する積極的な交通事故統計分析情報の提供

関係機関団体等による効果的な交通安全活動の促進及び交通安全施設の充実を図るため、交通事故統計分析情報を提供する。

第２章　鉄道交通の安全

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	１　鉄道交通環境の整備
項　　目	（１）鉄道施設等の安全性の向上
細　　目	

１　計画の実施方針や重点

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者、視覚障がい者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速するとともに、ホームドアのない駅での視覚障がい者の転落事故を防止するため、新技術を活用した転落防止対策を推進する。

２　計画の内容

会社別計画の内容　　（福岡県内　単位：千円）

会　社　名	種　　別	事 業 費	備　　考
九州旅客鉄道	軌道改良	386,675	ロングレール化、路盤改良、TPCまくらぎ化等
	軌道整備	1,745,995	レール交換、分岐器交換、枕木交換等
	ホーム等改良	307,961	転落防止柵、こ線橋改良等
	防護設備	567,414	のり面工、橋桁改良、橋桁塗装、その他
	小　計	3,008,045	
西日本鉄道	軌道改良	240,000	踏切改良、分岐器改良、ロングレール化等
	軌道整備	781,997	レール交換、軌道補修、踏切補修、まくらぎ交換等
	防護設備	85,000	法面改良等
	ホーム等改良	211,020	福岡駅ﾎｰﾑ隙間縮小、久留米駅ﾎｰﾑ段差・隙間縮小
	小　　計	1,318,017	
福岡市交通局	軌道整備	516,094	軌道保守、軌道材料、分岐器改良
	ホーム等改良	1,089,702	構造物改良、昇降機改修、空調改良等
	その他	257,722	線路検査、構造物全般検査、実施設計
	小　計	1,863,518	
合　　計		5,435,188	

地震対策の強化　　（福岡県内　単位：千円）

会　社　名	計画の有無	事業量	事業費	備　　考
九州旅客鉄道	無	－	－	－
西日本鉄道	有	高架橋柱 30 本	207,000	高宮駅付近
合　計			402,000	

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	１　鉄道交通環境の整備
項　　目	（２）運転保安設備等の整備
細　　目	

１　計画の実施方針や重点

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ等）、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、それ以外のものについてもこれらの装置の整備については引き続き推進を図る。

２　計画の内容

会社別計画の内容　　（福岡県内）

会　社　名	種　　別	備　　考
九州旅客鉄道	信号保安設備	連動装置更新、ケーブル鋼帯化
	踏切保安設備	踏切設備改良、踏切しゃ断機取替、踏切警報機取替、ケーブル鋼帯化
	保安通信設備	列車無線機取替、通信設備更新
西日本鉄道	信号保安設備	継電連動装置更新、ATS 装置改良、信号機見通し改良、電気転てつ機取替
	踏切保安設備	踏切支障報知装置新設、踏切遮断機取替、障害物検知装置取替、踏切制御回路改良
	保安通信設備	通信電源装置取替
福岡市交通局	信号保安設備	電子連動装置改良
	保安通信設備	業務用電話交換機更新
	変電所設備	変電所特別高圧設備改良、電力遠制装置子局更新

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	２　鉄道交通の安全に関する知識の普及
項　　目	
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

踏切障害事故と人身障害事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者・携帯電話事業者が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故０（ゼロ）運動等においての広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

２　計画の内容

各社の計画

計画＼会社名		九州旅客鉄道	西日本鉄道	福岡市交通局
ア　広報関係				
	チラシの配付	○	○	○
	ポスター等の掲示	○	○	○
	新聞・テレビ・ラジオＰＲ			
	駅構内・車内放送案内	○	○	○
	グッズ・ティッシュの配付等	マナーグッズ	マナーグッズ	マナーグッズ
	踏切道での現地指導	○	○	
イ　列車妨害事故等踏切安全通行の協力要請活動（園児、学校、事業者等）		・小学校 ・自治体 ・交通事業者 ・自動車学校等	・幼稚園 ・保育園 ・小学校	
ウ　踏切事故防止キャンペーンの実施		○	○	
エ　独自のイベント行事・啓発活動		・踏切事故防止講習会の実施 ・２月３日を『踏切の日』と定めたイベント開催	・交通安全協会主催の安全運転管理者講習会にて踏切事故防止に関する講話	・乗車マナー向上キャンペーン ・乗車マナー教室
オ　人身障害事故防止対策		・ホームドアの設置 ・学校要請 ・立入防止柵設置の拡大	・ホームドアの設置 ・立入禁止柵の整備 ・非常押しボタン（ホーム・踏切）の周知 ・非常通報装置の設置	・非常押しボタンの周知

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	３　鉄道の安全な運行の確保
項　　目	（１）安全上のトラブル情報の共有・活用
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及び再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

（福岡管区気象台、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	３　鉄道の安全な運行の確保
項　　目	（２）気象情報等の充実
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努める。

２　計画の内容

（福岡管区気象台）

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第１章 道路交通の安全 ５ 安全運転の確保（６）道路交通に関連する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

（鉄道事業者）

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

（福岡市交通局）

鉄道の運行に影響を及ぼす自然災害に備え、独自に整備した気象情報観測装置等（風速・雨量・河川水位・地震等）により、情報を早期的確に把握し列車の安全運行に努める。

(1)　風速・雨量警報装置

地下鉄構内（地上部）に風速計を３箇所、雨量計を４箇所設置し、荒天時には必要に応じて運転規制（運転停止・徐行等）を実施。

(2)　河川水位監視システム

地下鉄沿線９箇所の河川水位状況（氾濫危険水位・氾濫注意水位）を把握し、河川氾濫の恐れがある場合は事前に巡回・止水板の設置準備等を実施。

(3)　地震計

地下鉄沿線４箇所に設けた地震計により、地震を感知。震度４以上の地震を感知した場合は、緊急停止信号を発信（震度５弱以上は自動発信）し、全列車を停車あるいは減速させて被害の軽減を図る。

(4)　緊急地震速報受信装置

気象庁から配信される緊急地震速報を受信し、震度４以上の地震が予測される場合は、自動的に全列車に緊急停止信号を発信し、強い揺れが始まる前に列車を停車させて被害の軽減を図る。

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	３　鉄道の安全な運行の確保
項　　目	（３）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も求めている。

２　計画の内容

(1)　列車の運行管理体制の改善

ア　ＣＴＣ、ＡＴＳ等の導入整備と高機能化による改善
　未整備事業者、線区に対する整備・改善を指導する。

イ　列車無線機の整備による異常時の体制改善
　未整備事業者、線区に対する整備・改善を指導する。

(2)　安全意識の高揚、体制整備

年末年始の輸送に関する安全総点検等の機会を通じ、企業挙げての安全管理に取り組む体制の徹底を指導する。

ア　安全運転教育の確立 …… 業務研修会の開催

イ　計画的な実技訓練（現車使用）

（九州運輸局、福岡管区気象台、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	３　鉄道の安全な運行の確保
項　　目	（４）計画運休への取組み
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（九州運輸局）

鉄軌道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象情報により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も求めている。

（福岡管区気象台）

大型の台風が接近・上陸をする場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予想されるときは、鉄道事業者等が必要な措置を迅速に取り得るよう、特別警報・警報・予報などを適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

２　計画の内容

（福岡市交通局）

台風接近に伴い、福岡県北部が暴風になると予想される場合は、状況に応じて計画運休（地上部・全線）を実施する。なお、計画運休を行う場合は、お客様への影響を少なくするよう、できるだけ早い時期に決定を行い、報道発表やホームページへの掲示など、事前の広報に努める。

（鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	４　鉄道車両の安全性の確保
項　　目	
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（鉄道事業者）

発生した事故や技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

（福岡市交通局）

新技術を取り入れた信頼性が高い鉄道車両・機器の導入を促進して安全性の向上を図るとともに、新技術の導入に対応した検修担当者の教育訓練内容の充実を図る。

また、検査精度の向上を図るとともに、車両の故障データ及び検査データを保守管理へ反映し、車両故障等の予防を図る。

２　計画の内容

（鉄道事業者）

（西日本鉄道）

(1)　列車検査　・・・10日を超えない期間ごとに行う検査

(2)　月検査　　・・・３月を超えない期間ごとに行う検査

(3)　重要部検査・・・４年又は当該車両の走行距離が60万キロメートルを超えない期間のいずれか短い期間ごとに行う検査

(4)　全般検査　・・・８年を超えない期間ごとに行う検査

(5)　自動列車停止装置の検査・・・１年を超えない期間ごとに行う検査

(6)　列車無線装置の検査　　・・・１年を超えない期間ごとに行う検査

(7)　臨時検査

ア　新製又は購入した場合

イ　改造又は修繕した場合

ウ　脱線その他の運転事故が発生した車両で故障又はその疑いがある場合

エ　使用を休止した車両を使用する場合

オ　その他必要がある場合

以上の検査内容に加え故障発生時には、その都度、原因を追究し「緊急対策・恒久対策」を策定し鉄道輸送の安全確保に努める。

（福岡市交通局）

(1)　列車検査　・・・10日を超えない期間ごとに行う検査

(2)　月検査　　・・・３月を超えない期間ごとに行う検査

(3)　重要部検査・・・４年を超えない期間ごとに行う検査

（3000系車両及び3000A系については、５年を超えない期間ごとに行う検査）

(4)　全般検査　・・・８年を超えない期間ごとに行う検査

（3000系車両及び3000A系については、10年を超えない期間ごとに行う検査）

(5)　臨時検査

ア　新製又は購入した場合　　イ　改造又は修繕をした場合

ウ　脱線その他の運転事故が発生した車両で故障又はその疑いがある場合

エ　使用を休止した車両を使用する場合　　オ　その他必要がある場合

以上の検査内容に加え故障発生時には、その都度、原因を追究し「緊急対策・恒久対策」を策定し鉄道輸送の安全確保に努めている。新型車両の導入及び装置の更新に際しては、信頼性が高い新技術を取り入れ、安全性の向上に努める。

また、車両の検査にあたっては、検査精度の向上を図り、過去の車両故障データ及び検査データを踏まえた検査内容とするなどして、車両故障の予防を図る。

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市交通局）

種　　目	5　救助・救急活動の充実
項　　目	
細　　目	

1　計画の実施方針及び重点

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、防災訓練の充実や鉄道事業者と消防、警察その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

2　計画の内容

（鉄道事業者）

（九州旅客鉄道）

九州全域での災害発生等を想定し、情報伝達訓練及び旅客の避難誘導訓練を実施。負傷者の救出・関係各所への連絡体制等の確認と習熟を図る。

（西日本鉄道）

テロ・災害発生等を想定し、総合訓練及びテロ対策訓練を実施。復旧訓練・旅客の避難誘導及び負傷者の救出・関係各所への連絡体制等の確認と習熟を図る。

（福岡市交通局）

テロ・災害等による重大事故発生を想定して、旅客の避難誘導等の総合訓練及び駅浸水防止訓練等を実施。異常時における救助・救急能力の向上を図る。

第３章　踏切道における交通の安全

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市道路下水道局）

種　　目	１　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
項　　目	
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、立体交差化等の抜本対策に時間が掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、平成２７年１０月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

２　計画の内容

(1)　立体交差化の推進

会社別計画の内容　　（福岡県内 単位：千円）

会社名	計画の有無	踏切名及び事業量	全体事業費	備考
九州旅客鉄道	有	折尾高架　9か所	49,841,486	R6まで
西日本鉄道	有（雑餉隈）	井尻7・8・9号 麦野仮踏切道（2019.2.10より供用開始） 雑餉隈1・2・3・5号	45,570,000	側道事業含む（R4・8月高架切替済）
	有（春日原）	雑餉隈6･8･9号、春日原1･2･3･4･5･6号、白木原1･3号、下大利1号	72,726,600	（R4・8月高架切替済）

(2)　構造改良の促進

会社別計画の内容　　（福岡県内）

会社名	計画の有無	事業量	備　　考
九州旅客鉄道	有	10か所	平和町１号踏切 他9踏切

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡県警察）

種　　目	2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項　　目	
細　　目	

1　計画の実施方針及び重点

（九州運輸局、鉄道事業者）

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案し必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

（福岡県警察）

踏切道における交通の安全と円滑を図るため、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を踏まえ、踏切道及び踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制の実施や見やすい道路標識・標示の設置を図る。

2　計画の内容

（鉄道事業者）

踏切保安設備の整備（令和６年度）　　（福岡県内　単位：千円）

会　社　名	種　　別	箇　所	事業費	備　　考
西日本鉄道	踏切支障報知装置	6	31,100	桜台3号　他5箇所予定

（福岡県警察）

踏切道の改良や踏切に関連する交通事故の発生状況、交通量、踏切周辺の交通環境等を勘案し、交通実態に応じた適切な交通規制の実施・見直しを推進する。

（九州運輸局、鉄道事業者、道路管理者）

種　　目	３　踏切道の統廃合の促進
項　　目	
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

踏切道の立体交差化、構造改良等の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第３、４種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

（九州運輸局、鉄道事業者、福岡市道路下水道局）

種　　目	４　その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置
項　　目	
細　　目	

１　計画の実施方針及び重点

（九州運輸局、鉄道事業者）

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切等の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報提供を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。

（福岡市道路下水道局）

踏切道の「抜本対策」である鉄道と道路の立体交差化等が困難な踏切については、道路の遮断時間や踏切横断者数等を考慮し、「速効対策」として早期の歩道設置及びカラー舗装等、歩行者の安全対策に努めていく。また、踏切前後の道路整備を行う場合は、原則として道路と踏切との幅員差が生じないよう整備を行う。

２　計画の内容

(1)　踏切支障報知装置等の整備

会社名	ア踏切支障報知装置	イ踏切信号機	ウ踏切予告標	エ歩行者用横断歩道橋
西日本鉄道	有	―	―	―

(2)　踏切支障時における緊急装置、措置の周知徹底（踏切通行者に対する広報）

九州旅客鉄道

模擬踏切を用いて、踏切の安全通行や閉じ込められた際の脱出方法について、講習会及び実際に体験していただくことにより認識を深める。

(3)　関係機関と連携し、踏切事故防止対策を効果的に推進（鉄道事業者、警察、地方公共団体等）

(4)　広報活動の強化

九州旅客鉄道

ア　沿線の自治体、小学校訪問、自動車学校等に対する事故防止啓発活動の実施、２月３日を踏切の日と定めイベントを開催

イ　ポスター掲示及び協力要請文による活動

西日本鉄道

ア　踏切通行者、車両に対し現地指導の実施

イ　ポスター掲示及び協力要請文による活動

ウ　福岡県公安委員会（福岡県警察）主催の安全運転管理者講習会にて踏切に関する講話の実施

交通事故抑止目標達成のための各区の施策

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	東　区

１　計画の実施方針及び重点目標

東区における令和６年中の交通事故発生件数は、前年比96件減、傷者数は前年比110人減と全体的に減少傾向であった。前年度と比べ、減少傾向にあるが、引き続き高齢者を中心に幅広い世代を対象とした交通安全意識の向上を図る必要がある。

令和７年度の東区の交通安全対策については、区民を交通事故の脅威から守るため、「飲酒運転の撲滅」「歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」「高齢運転者等の安全運転の励行」「自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守」を重点項目として掲げ、交通事故抑止を図る。

また、東区交通安全推進協議会、東警察署、東福岡交通安全協会などの各種団体と連携し、交通安全教室や街頭キャンペーンを始めとしたあらゆる機会をとらえ、交通安全意識の向上を呼び掛け、総合的な交通安全対策を実施する。

２　計画の内容

(1)　交通安全思想の普及

ア　四季の交通安全キャンペーンや飲酒運転撲滅啓発活動を実施

イ　東区役所主催の飲酒運転撲滅啓発活動の実施

（花火大会、放生会、四季の交通安全キャンペーンなど）

ウ　交通安全のぼり旗、ポスターの掲示

エ　積極的な広報啓発活動の実施

（校区への啓発品配布、キャンペーン時の啓発品配布など）

(2)　交通安全施設の整備

ア　交通安全教室の開催

イ　交通安全講習会、研修会の実施（出前講座を含む）

ウ　交通安全啓発用ビデオ、ＤＶＤの貸出

(3)　交通環境の整備促進

ア　交通安全施設要望書の受付

イ　交通安全施設の要望等に関する連絡調整

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	博　多　区

１　計画の実施方針及び重点目標

博多区における令和６年の交通事故発生件数は1,198件であり、第11次福岡市交通安全計画（令和３～７年度）抑止目標1,300件以下に対し、102件下回り、抑止目標を達成した。

交通事故のない社会を目指すためには、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上を図る必要があることから、街頭キャンペーンや交通安全教室、広報活動をより一層推進していく。

特に、子どもに対して交通安全意識の向上、正しい自転車の乗り方の普及啓発、交通モラル・マナーの推進等を各種関係機関・団体と相互に連携を取りながら、地域住民一体となって行う。

交通安全施設整備、及びスクールゾーン点検については、校（地）区交通安全推進委員会、警察等の関係機関と連携・協力して効果的な対応を行う。

２　計画の内容

(1)　交通安全思想の普及徹底

ア　啓発活動

・交通安全教室の実施・充実（保育園（所）、幼稚園、小・中学校、高齢者等）
・四季の交通安全運動キャンペーンの実施（春・夏・秋・年末）
・セーフティステーションの実施
・飲酒状態疑似体験ゴーグルの貸出しによる飲酒運転撲滅意識の醸成
・自転車安全利用キャンペーンの実施

イ　広報活動

・警察機関と協働した、路上での自転車乗車時のヘルメット着用、
　車道の左側通行に関する呼びかけ、及びチラシ等の配布
・校（地）区交通安全等のチラシを配付
・校（地）区交通安全街頭指導の強化

ウ　子ども、高齢者などへの交通安全推進活動

・シルバードライビングスクールの実施
・交通安全施設の点検、整備促進
・シートベルトの体験普及活動
・高齢者交通安全教室の実施

(2)　道路交通環境の整備

交通安全施設整備、スクールゾーン点検の実施

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	中　央　区

1　計画の実施方針及び重点目標

令和６年（1月～12月）の中央区内の交通事故発生件数は871件（前年比-９件）、死者数３人（前年比-２人）、傷者数1,039人（前年比-７）であり、前年と比較していずれも減少した。

自転車関連の交通事故発生件数は203件（前年比-47件）で、全事故件数の23.3%（全市では22.2%）を占めているため、自転車マナー向上の推進・自転車事故の防止を中心に、地域と一体となって交通安全運動を推進していく。

【重点目標】

(1)　横断歩道マナーアップ運動の推進
(2)　自転車マナー向上の推進・自転車事故の防止
(3)　高齢者交通安全の推進
(4)　飲酒運転撲滅運動
(5)　交差点での交通事故防止

2　計画の内容

(1)　「四季の交通安全県民運動」期間中の重点的な啓発活動

「自転車マナー向上」「飲酒運転撲滅」などを主な目的に、区内各所での街頭キャンペーンによる啓発や市政だよりなどによる広報を実施。

ア　春の交通安全運動　　令和７年４月６日～15日
イ　夏の交通安全運動　　令和７年７月10日～19日
ウ　秋の交通安全運動　　令和７年９月21日～30日
エ　年末の交通安全運動　　令和７年12月11日～31日

(2)　「中央区交通安全の日」街頭指導・パトロール【令和７年８月27日】

「横断歩道マナーアップ」「交差点での交通事故防止」などを主な目的に、小中学校の２学期始業日に区内のすべての通学路で街頭指導やパトロールを実施。

(3)　「交通安全教室」の実施【通年】

「横断歩道マナーアップ」「自転車マナー向上・事故防止」「高齢者の交通安全」「交差点での交通事故防止」を主な目的に、各種交通安全教室を実施。

ア　交通安全教室（基本編）
幼稚園・保育園・小学校向けの横断歩道の渡り方などの基本的な交通ルールの教養

イ　自転車交通安全教室
小学校４年生以上の児童や中学生向けの自転車運転の実技指導

ウ　自転車安全走行マナーアップ教室
中学生以上を対象とした、自転車事故の事例や特性、道路交通法改正点などの教養

エ　一般交通安全教室
中学生以上を対象とした、交通事故発生原因などの分析、未然防止策などの教養

オ　高齢者交通安全教室
原則65歳以上の高齢者を対象とした、高齢者の交通事故特性などの座学・体験

カ　在住外国人向け交通安全教室
大学、専門学校に通学する在住外国人を対象とした、自転車利用の基本的なルールやマナーの実技・教養

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	南　　区

１　計画の実施方針及び重点目標

南区における令和６年の交通事故発生件数は828件で、第11次福岡市交通安全計画（令和３～７年度）で定めている抑止目標900件以下を達成したが、死亡事故も発生しており、引き続き、人命尊重の理念の下、１人ひとりが交通ルールを正しく守り、交通マナーの向上を図るためには、年齢層に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育、広報活動など、一層推進していく必要がある。

交通安全活動の推進については、区交通安全推進協議会及び校区交通安全推進委員会を中心として、各種関係機関・団体と相互に連携をとりながら、地域住民一体となって行う。

交通安全施設整備については、校区交通安全推進委員会、警察等の関係機関団体と連携・協力して効果的に推進していく。

【年間重点目標】（令和７年春の交通安全重点目標を年間重点目標とする）

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
(4) 飲酒運転の撲滅

２　計画の内容

(1)　交通安全思想の普及徹底

ア　啓発活動

交通安全教室の実施（幼稚園、保育園、小・中・高等学校、校区など）
交通安全推進街頭キャンペーン（大橋駅及び高宮駅周辺）
飲酒運転撲滅キャンペーン（南区役所）
セーフティステーション（大橋駅周辺）
高齢者交通安全キャンペーン（区内スーパー等）

イ　広報活動

のぼり・横断幕・懸垂幕の掲示
交通死亡事故多発のチラシの配布
市政だより区版への掲載
交通安全啓発パネル展

ウ　子ども、高齢者への交通安全推進活動

子ども達を守ろう！5,000人大作戦！！（各校区）
高齢者交通安全教室の実施

(2)　道路交通環境の整備

ア　通学路の歩車分離事業

・歩道の設置が困難な通学路の交通安全推進のため、路側帯のカラー化を実施する。

イ　交通安全施設整備

・歩道、路面表示（一時停止強調表示）、カーブミラー、防護柵、照明灯、区画線等の整備促進を図る。

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	城　南　区

1　計画の実施方針及び重点目標

城南区における令和６年の交通事故発生件数は274件で、第11次福岡市交通安全計画（令和３～７年度）で定めている抑止目標320件以下を達成した。

しかし、交通事故は依然として後を絶たず、死亡事故も発生しており、引き続き交通安全施策を推進する必要がある。交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めていくために問題点・課題の改善に向けて、より重点的かつ効果的な事業を展開していく。

(1)　交通安全思想の普及

市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上を図るため、各校区交通安全推進団体や地域住民等と一体となって交通安全運動を展開するとともに、年齢各層に応じた交通安全教育や参加・体験活動等を推進し、さらに交通安全思想の普及浸透を図る。

(2)　道路交通環境の整備

警察署や校区交通安全推進団体等の関係機関・団体と一体となって交通安全施設等道路交通環境を整備することにより、交通安全の確保を図る。

2　計画の内容

(1)　交通安全思想の普及

ア　交通安全教育

・子ども交通安全教室（保育園児・幼稚園児・小学生・中学生・高校生）
・高齢者交通安全・防犯教室

イ　啓発活動

・四季の交通安全運動キャンペーン（春・夏・秋・年末）
・新入学児童交通安全一斉キャンペーン（11校区）
・安全安心街頭キャンペーン（交通安全・防犯等の呼びかけ）
・飲酒運転撲滅運動
・高齢者交通安全・防犯啓発
・自転車安全利用推進キャンペーン
・横断歩道マナーアップキャンペーン

ウ　参加・体験活動

・自転車教室（小中学生の自転車事故防止とルール・マナー等呼びかけ）

エ　広報活動

・懸垂幕、のぼり、ポスターの掲出
・市政だよりへの掲載（城南区版）

オ　各校区交通安全活動の推進

・各校区における交通安全活動は、校区交通安全推進団体が校区自治協議会との連携を図り推進する（チラシ回覧・配布、横断歩道誘導、のぼり・看板掲出、ポスター掲示等）

(2)　道路交通環境の整備

ア　交通安全施設の整備（路側カラー化、路面標示、自転車通行空間の整備、道路反射鏡の設置等）

イ　道路の改良

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　　区	早　良　区

１　計画の実施方針及び重点目標

早良区における令和６年の交通事故発生件数は533件で、第11次福岡市交通安全計画（令和３～７年度）で定めている抑止目標550件以下に対し、17件下回り、抑止目標を達成できた。

抑止目標は達成したが、高齢者の交通事故件数は増加傾向にあり、依然として多くの事故に高齢者がまきこまれており、死亡事故も発生している。今年度も継続して道路の正しい横断を始めとする交通ルールの遵守や反射材の活用を呼びかけ、事故の抑制を図る。

また、自転車の交通事故は、昨年度と比較して減少しており（前年比-14件）、自転車事故ゼロを目指し、安全利用の促進のため、学生だけでなく、一般の利用者に対しても乗車マナー向上に向けた取組を積極的に推進する。飲酒運転に対しては、四季の交通安全運動期間を中心に街頭キャンペーン等を行い、撲滅意識の徹底を図る。

地域で活動している交通安全指導者に対しては、講習会を実施する等、区交通安全推進協議会や校区交通安全推進組織が中心となって、各関係機関・団体が相互に連携を取りながら地域住民と一体となって交通安全運動を推進する。

２　計画の内容

(1)　交通安全思想の普及徹底

ア　啓発活動

・交通安全教室の実施
保育所（園）、幼稚園、小・中・高等学校、各校区、高齢者等を対象に歩行教室や自転車教室等の交通安全教室を実施

・「自転車安全利用の日」街頭キャンペーン（奇数月８日）

・自転車マナーアップ教室の実施
各校区において、小学生を対象に夏休み期間中を利用した自転車のマナーアップ教室を実施

・街頭キャンペーン活動
飲酒の機会が増える年末に飲酒運転撲滅等を呼びかけ、交通事故防止の意識啓発を行う。

イ　広報活動

・交通安全等のチラシ校区配布
・ポスター、のぼり、懸垂幕等の掲出によるＰＲ
・市政だよりによる広報
・早良区安全安心まちづくりキャラクター「ぴかりん」による広報・啓発活動

ウ　子ども、高齢者等への交通安全推進活動

・通学時間帯の見守り活動
・交通安全指導者講習会の実施
・高齢者交通安全教育の実施

(2) 道路交通環境の整備

交通安全施設整備

・歩道整備や交差点改良等の計画的な道路整備と共に、地域からの要望を反映し、道路反射鏡、路面表示、防護柵、照明灯などの交通安全施設の整備を推進する。
・警察と連携し、事故多発箇所における交差点部のドットラインや一時停止の強調表示（路面表示）を実施し事故の減少を図る。
・歩道の設置されていない通学路について、児童が安心して安全に歩行出来る空間を確保するため、整備担当課と協力し、路側帯のカラー化を実施する。
・校区において、安全で安心して快適に暮らせるまちを目指して、各校区の実情に応じた問題の解決を地域と共働して行う。

種　　目	区の抑止目標達成に向けた施策
行　政　区	西　　区

1　計画の実施方針及び重点目標

令和６年中の西区の交通事故状況は、発生件数707件（前年比-138件）、死者数２人（前年比＋１人）、傷者数848人（前年比-175人）である。

交通事故撲滅のため、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーの向上を図るための取り組を行っていく必要があることから、西区では日常生活に溶け込んだ交通安全運動や年齢層に応じた参加・体験型の交通安全教育、広報活動、交通安全施設の整備・点検等を関係団体・機関と一体となって一層推進し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めていく。

2　計画の内容

(1)　交通安全思想の普及徹底等

ア　安全安心マップの作成

イ　交通安全教室の実施

対象：幼稚園・保育園（所）、小学校、中学校、高等学校、校区及び公民館

ウ　幼児交通安全指導者研修会

エ　春、夏、秋、年末の交通安全運動キャンペーンの実施

オ　校区交通安全街頭キャンペーンの実施

カ　西区交通安全奨励賞表彰

キ　交通安全施設の点検、補修

ク　のぼり旗・ポスター・チラシ等による広報

ケ　自転車安全利用の日キャンペーン

コ　飲酒運転撲滅キャンペーンの実施

毎月25日（土日祝日の場合はその前の平日）に街頭キャンペーンを姪浜駅及び九大学研都市駅で開催し、警察、地域、各種団体と一体となって実施する。

(2)　道路交通環境の整備

ア　交差点等におけるクロスマーク、ドットライン、一時停止等の強調表示の実施

イ　通学路・路側帯のカラー舗装化

ウ　交通安全施設の新設・補修

（歩道、区画線、防護柵、反射鏡、標識、照明灯等及び路面標示の新設、補修等）

エ　交通安全施設等に関する要望事項の調査及び警察との連絡調整

オ　自転車放置禁止区域等での放置自転車の撤去・街頭指導の実施

カ　通学路ストップマーク貼付事業

〔 資　　料　　集 〕

○福岡市自転車の安全利用に関する条例

平成24年12月27日条例第81号
改正　令和２年３月26日条例第５号
改正　令和４年３月28日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は，自転車の安全利用の推進及び促進に関し，基本理念を定め，市，市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに，施策の基本となる事項を定めることにより，自転車の安全利用に関する普及啓発及び環境の整備を図るための諸施策を推進し，もって市民等の交通安全の確保及び自転車の利用促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　自転車　道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第11号の２に規定する自転車をいう。

(2)　市民等　市内に居住し，若しくは滞在し，又は市内を通過する者をいう。

(3)　地域等　地域，学校，家庭又は職場をいう。

(4)　灯火　道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第18条第１項第５号に規定する灯火をいう。

(5)　自転車損害賠償保険等　自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済をいう。

(6)　関係機関　自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。

(7)　関係団体　交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。

(8)　専修学校等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校をいう。

（令和２条例５・一部改正）

（基本理念）

第３条　自転車の安全利用の推進及び促進は，市民等一人ひとりが自転車の安全利用について理解を深め，交通事故を防止するよう心がけ，他人を思いやり，互いに譲り合う精神を醸成するとともに，市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境の整備に努め，もって人に優しく安全で快適なまち福岡の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

（市の責務）

第４条　市は，第１条の目的を達成するため，次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)　自転車の安全利用に関する教育，啓発及び指導

(2)　地域等における自転車の安全利用に関する活動の支援

(3)　自転車への灯火の備付け，自転車の両側面への反射器材の備付け，自転車の定期的な点検整備並びに自転車損害賠償保険等その他の自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償し，及び傷害を補償するための保険又は共済への加入の促進

(4)　自転車の安全利用を促進するための道路環境の整備

(5)　前各号に掲げるもののほか，第１条の目的を達成するために必要な施策

２　市は，前項各号に掲げる施策の実施に当たっては，関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り，必要な協力を求めるものとする。

（令和２条例５・一部改正）

（市民等の責務）

第５条　市民等は，自転車の安全利用について理解を深め，交通事故の防止に努めるとともに，地域等において自転車の安全利用の促進に寄与するよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第６条　自転車利用者は，道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

２　自転車利用者は，歩道においてその利用する自転車の進行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは，あらかじめ当該自転車を押して歩く等，歩行者の交通安全の確保に十分に配慮するよう努めなければならない。

３　自転車利用者は，その利用する自転車に灯火を備え付けるとともに，当該自転車の両側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

４　自転車利用者は，その利用する自転車を定期的に点検し，必要に応じ整備するよう努めなければならない。

５　自転車利用者（当該自転車利用者が未成年者である場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）は，その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし，当該自転車利用者以外の者が，当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは，この限りでない。

６　前項に規定するもののほか，自転車利用者は，その利用に係る事故により生じた他人の財産の損害を賠償し，及び傷害を補償するための保険又は共済に加入するよう努めなければならない。

７　自転車利用者のうち道路交通法第 84 条第１項に規定する運転免許を現に受けている者は，自転車の利用において，特に他の者の模範となるよう努めなければならない。

（令和２条例５・一部改正）

（保護者等の責務）

第７条　子（15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者に限る。以下同じ。）の保護者は，当該子に対し，自転車の安全利用に関する教育及び指導に努めなければならない。

２　保護者は，子が自転車を利用するときは，乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

３　保護者は，子が降雨時に自転車を利用するときは，レインコートを着用させるよう努めなければならない。

４　保護者は，子が利用する自転車を定期的に点検し，必要に応じ整備するよう努めなければならない。

５　保護者は，その監護する未成年者が自転車の利用をするときは，当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし，当該保護者以外の者が，当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは，この限りでない。

６　前項に規定するもののほか，保護者は，その監護する未成年者の自転車の利用に係る事故により生じた他人の財産の損害を賠償し，及び傷害を補償するための保険又は共済に加入するよう努めなければならない。

７　高齢者の家族は，当該高齢者に対し，乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。

（令和２条例５・一部改正）

（自動車等の運転者の責務）

第８条　自動車及び原動機付自転車の運転者は，自転車の側方を通過するときは，当該自転車との間に安全な間隔を保ち，又は徐行するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第９条　事業者は，自転車通勤をする従業員その他事業活動に従事する者に対し，自転車の安全利用に関する教育，啓発及び指導に努めるとともに，事業活動を通じて，自転車の安全利用の促進に努めなければならない。

（自転車販売業者等の責務）

第10条　自転車販売業者は，自転車の販売に当たっては，自転車を購入しようとする者に対し，第６条及び第７条に定める責務の周知並びに第４条第１項第３号の保険又は共済に関する情報の提供に努めなければならない。

２　自転車販売業者は，自転車の販売に当たっては，道路において利用する自転車を購入しようとする者に対し，灯火を備え付けていないもの，両側面に反射器材を備え付けていないもの及び道路交通法第63条の９第１項に規定する制動装置を備え付けていないものを販売しないよう努めなければならない。

３　自転車販売業者は，事業活動を通じて，自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

４　自転車貸出業者は，貸し出す自転車に灯火を備え付け，当該自転車の両側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

５　自転車貸出業者は，その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし，当該自転車貸出業者以外の者が，当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは，この限りでない。

６　前項に規定するもののほか，自転車貸出業者は，その貸出しの用に供する自転車の利用に係る事故により生じた他人の財産の損害を賠償し，及び傷害を補償するための保険又は共済に加入するよう努めなければならない。

７　自転車貸出業者は，貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し，自転車の安全利用に関する啓発に努めなければならない。

（令和２条例５・一部改正）

（学校の長の責務）

第11条　小学校，中学校及び高等学校（市立の小学校，中学校及び高等学校を除く。）の長は，児童又は生徒に対し，当該各学校における教育活動として，自転車の安全利用に関する教育，啓発及び指導に努めなければならない。

２　市立の小学校，中学校及び高等学校の長は，児童又は生徒に対し，当該各学校における教育活動として，自転車の安全利用に関する教育，啓発及び指導を行わなければならない。

３　中学校及び高等学校の長は，生徒の自転車通学を認めるときは，当該生徒に対し，必要な教育を行うとともに，自転車の安全利用を条件に自転車運転免許証（当該各学校の長が自転車通学を認めるこ

とを証明する書類をいう。）を交付する等，自転車の安全利用を確保する措置を講じるよう努めなければならない。

４　大学及び専修学校等の長は，学生又は生徒に対し，自転車の安全利用に関する教育，啓発及び指導に努めなければならない。

（市の施策への協力）

第 12 条　市民等，事業者及び学校の長（小学校，中学校，高等学校，大学及び専修学校等の長をいう。）は，市が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育及び啓発）

第 13 条　市は，自転車の安全利用について市民等の理解を深めるよう，関係機関及び関係団体と相互に連携協力し，自転車の安全利用に関する教育及び啓発を積極的に行うものとする。

２　市は，自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行う者に対し，関係機関及び関係団体と相互に連携協力し，情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（押し歩き推進区間）

第 14 条　市長は，歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認める歩道の区間を，押し歩き推進区間として指定することができる。

２　前項の規定による指定は，終日又は時間帯を限って行うことができる。

３　自転車利用者は，押し歩き推進区間を通行するときは，自転車を押して歩くよう努めなければならない。

４　市は，関係機関及び関係団体と連携し，押し歩き推進区間における自転車の押し歩きが推進されるよう，啓発及び指導を行うものとする。

５　市長は，押し歩き推進区間を指定し，変更し，又は解除したときは，規則で定めるところにより，その旨を告示するものとする。

（指導員）

第 15 条　市長は，この条例の規定に違反して自転車を利用する者又は利用させる者（以下「違反者」という。）に対し，必要な指導を行うことができる。

２　市長は，前項に規定する指導を行うため，市職員のうちから自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）を任命することができる。

３　指導員は，歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認めるときは，違反者に対し，歩道における徐行，自転車からの降車，灯火の点灯その他交通安全の確保に必要な措置をとるよう求めることができる。

（推進員）

第 16 条　市長は，地域等における自転車の安全利用に関する活動を促進するため，自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

２　推進員は，地域等において自転車の安全利用に関する教育及び啓発を行うとともに，自転車利用者に対し，必要な指導を行うことができる。

３　市は，推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう，情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（灯火の備付け等の促進）

第17条　市は，自転車への灯火の備付け，自転車の両側面への反射器材の備付け，自転車の定期的な点検整備及び第４条第１項第３号の保険又は共済への加入を促進するため，必要な啓発を行うものとする。

（令和２条例５・一部改正）

（道路環境の整備）

第18条　市は，自転車の安全利用を促進するため，関係機関と相互に連携協力し，自転車を安全に利用することができる道路環境の整備に関する事業を推進するものとする。

（自転車安全利用の日）

第19条　市は，自転車の安全利用について市民等の関心と理解を深めるため，毎月８日を自転車安全利用の日とし，その趣旨にふさわしい取組を実施するものとする。

（委任）

第20条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は，平成25年４月１日から施行する。ただし，第14条の規定は，公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月26日条例第５号）

この条例は，令和２年10月１日から施行する。

附　則（令和４年３月28日条例第１号）

この条例は，令和４年10月１日から施行する。

○福岡市交通安全対策会議条例

昭和46年4月1日条例第18号
改正　昭和47年3月30日条例第40号
昭和53年3月30日条例第5号
昭和57年4月1日条例第23号
昭和62年3月26日条例第43号
平成元年10月2日条例第49号
平成18年3月30日条例第37号

（設置）

第1条　交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき，福岡市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　会議は，次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　福岡市交通安全計画を作成し，及びその実施を推進すること。

(2)　前号に掲げるもののほか，本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し，及びその施策の実施を推進すること。

（会長及び委員）

第3条　会議は，会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は，市長をもつて充てる。

3　会長は，会務を総理する。

4　会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は，次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1)　国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　福岡県の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　福岡県警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員のうちから任命する者

(5)　福岡市教育長

6　前項第1号，第2号，第3号及び第4号の委員の定数は，それぞれ6人，1人，2人及び21人とする。

7　委員は，非常勤とする。

（昭和47条例40・昭和53条例5・昭和57条例23・平成元条例49・一部改正）

（特別委員）

第4条　会議に，特別の事項を審議させるため必要があるときは，特別委員を置くことができる。

2　特別委員は，九州旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから，市長が任命する。

3　特別委員は，当該特別の事項に関する審議が終了したときは，解任されるものとする。

4　特別委員は，非常勤とする。

（昭和62条例43・平成18条例37・一部改正）

（幹事）

第５条　会議に，幹事 42 人以内を置く。

２　幹事は，委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は，会議の所掌事務について会長，委員及び特別委員を補佐する。

４　幹事は，非常勤とする。

（昭和 47 条例 40・昭和 53 条例５・昭和 57 条例 23・一部改正）

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか，会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は，会長が会議にはかつて定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（昭和 47 年３月 30 日条例第 40 号）

この条例は，昭和 47 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 53 年３月 30 日条例第５号）抄

（施行期日）

１　この条例は，昭和 53 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 57 年４月１日条例第 23 号）

この条例は，昭和 57 年５月 10 日から施行する。

附　則（昭和 62 年３月 26 日条例第 43 号）

この条例は，昭和 62 年４月１日から施行する。

附　則（平成元年 10 月２日条例第 49 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 30 日条例第 37 号）

この条例は，公布の日から施行する。

○交通安全対策基本法（抄）

昭和45年６月１日法律第110号
改正　昭和46年６月２日法律第　98号
昭和50年７月10日法律第　58号
昭和58年12月２日法律第　80号
平成11年７月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号
平成18年５月17日法律第　38号
平成23年８月30日法律第105号
平成25年６月14日法律第　44号
平成27年９月11日法律第　66号

（目　的）

第１条　この法律は，交通の安全に関し，国及び地方公共団体，車両，船舶及び航空機の使用者，車両の運転者，船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに，国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し，並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより，交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り，もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は，住民の生命，身体及び財産を保護するため，その区域における交通の安全に関し，国の施策に準じて施策を講ずるとともに，当該区域の実情に応じた施策を策定し，及びこれを実施する責務を有する。

（市町村交通安全対策会議）

第18条　市町村は，市町村交通安全計画を作成し，及びその実施を推進させるため，条例で定めるところにより，市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2　前項に規定するもののほか，市町村は，協議により規約を定め，共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3　市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は，都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて，市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては，規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第19条　中央交通安全対策会議，都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議（市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては，市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。）は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，関係行政機関の長（関係行政機関が委員会である場合にあつては，関係行政機関）及び関係地方行政機関の長，関係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の関係者に対し，資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（交通安全対策会議相互の関係）

第20条　都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議は，その所掌事務の遂行について，相互に，又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策会議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策会議と協力しなければならない。

2　中央交通安全対策会議は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議に対し，必要な勧告をすることができる。

3　都道府県交通安全対策会議は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，市町村交通安全対策会議に対し，必要な勧告をすることができる。

（市町村交通安全計画等）

第26条　市町村交通安全対策会議は，都道府県交通安全計画に基づき，市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2　市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は，前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは，あらかじめ，関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3　市町村交通安全計画は，おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか，市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4　市町村長は，市町村の区域における陸上交通の安全に関し，当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において，市町村交通安全実施計画は，都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5　市町村交通安全対策会議は，第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは，速やかに，その要旨を公表するよう努めるとともに，市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6　市町村長は，第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは，速やかに，これを都道府県知事に報告しなければならない。

7　第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について，前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

（地方公共団体の長の要請等）

第27条　地方公共団体の長は，都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは，当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し，これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について，必要な要請をし，又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。